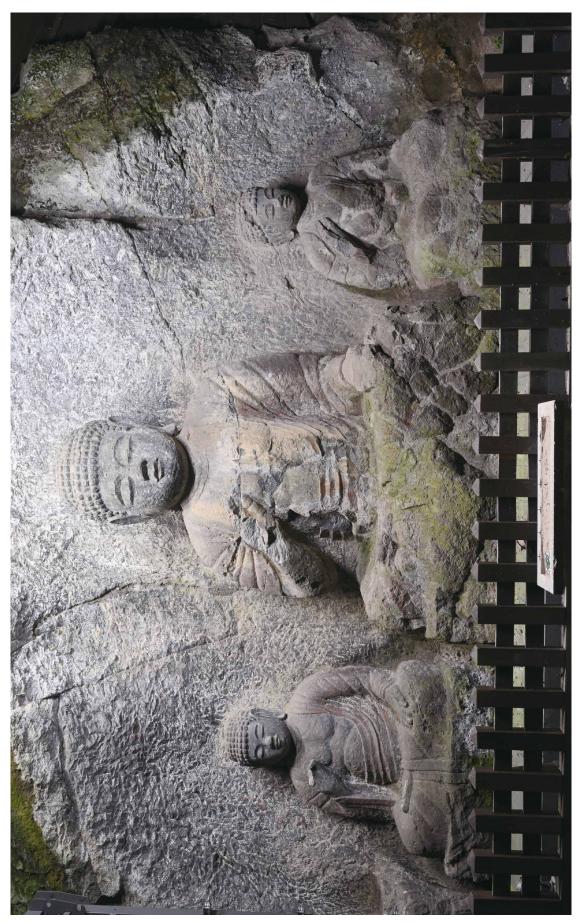
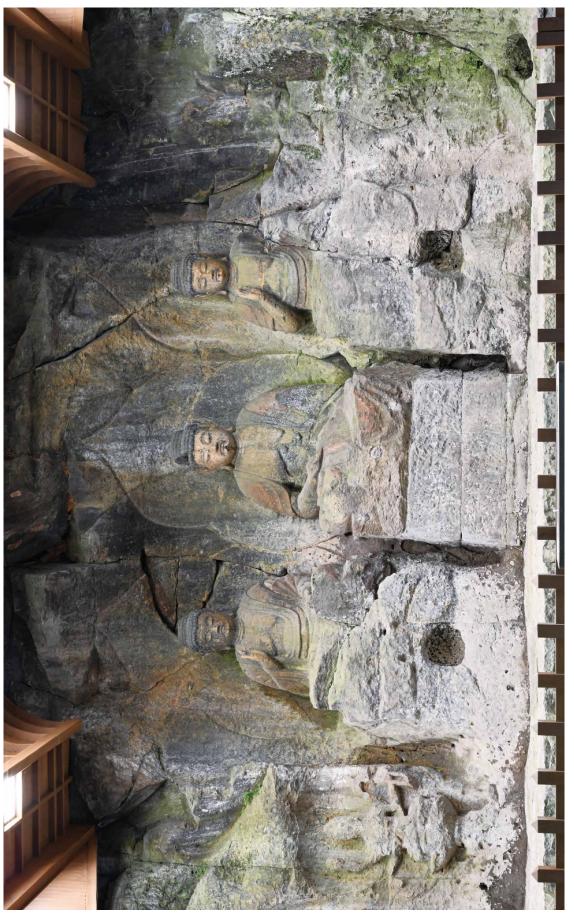
国宝臼杵磨崖仏保存活用計画書

2021 臼 杵 市

古園石仏



ホキ石仏第一群 第一龕



ホキ石仏第一群 第二龕

ホキ石仏第一群 第三龕

ホキ石仏第一群 第四龕

ホキ石仏第二群 第一龕

ホキ石仏第二群 第二龕

臼杵磨崖仏は昭和27年3月29日付で特別史跡に、平成7年6月15日に59軀が国 宝指定を受け、平成29年9月15日に2軀(金剛力士立像)が国宝に追加指定されました。 全国で国宝と特別史跡の二重指定を受けている磨崖仏は、日本で唯一臼杵磨崖仏のみです。

臼杵磨崖仏の存在が世に知られるようになったのは、大正2年 (1913) に京都帝国大学 (現、京都大学) の小川琢治教授が臼杵磨崖仏を訪れ、その優秀さを学会に発表したことが契機でした。それ以降、磨崖仏の美術工芸品としての研究、磨崖仏の造建背景を探るための考古学的調査が進む中、長い年月の間に風雨にさらされ、激しく傷んできたことから、この磨崖仏の保存対策を図っていこうとする気運も高まっていました。

これを受けて臼杵市では、昭和32年度から37年度にかけて第1期の保存修理工事を、昭和55年度から平成5年度にかけて第2期の保存修理工事を文化庁の指導監督のもと行ってきました。

特に第2期保存修理工事では、臼杵磨崖仏の脱落仏体片は可能な限り旧位置に復され、各磨崖仏群には深屋根型の覆屋が整備されたことで磨崖仏の保存環境は向上しましたが、平成12年度から22年度にかけて独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と臼杵市が共同して行った「国宝臼杵磨崖仏の保存・修復に係る調査研究」により、その後も進行が認められる表面劣化要因の解明、劣化防止策の提案が行われ、さらなる保存対策の必要性が浮上しました。

このような背景で平成23年度から30年度にかけ、国庫補助事業により既存覆屋の改修、磨崖仏上の法面改修工事を行う国宝・特別史跡臼杵磨崖仏保存環境整備工事(第3期工事)が実施され、磨崖仏の保存環境はさらに良好なものとなり、また、臼杵市が行う管理作業も安全かつ効率的に行える環境が整いました。

国宝臼杵磨崖仏の所有者である本市では、今後、これらの施設・設備を適切に管理・運用し、磨崖仏の良好な保存環境の維持に努め、また日本を代表する文化財として末永くその歴史的価値を伝えていく義務があるため、適切な保存と公開活用を行うことが必要となります。

この「国宝臼杵磨崖仏保存活用計画書」は、バランスの取れた国宝臼杵磨崖仏の保存と 活用を行うにあたり必要な事項を定め、その計画を円滑に実施するためのガイドラインと して作成したものです。

本計画書が今後の国宝臼杵磨崖仏の保存活用に貢献すること願うとともに、本計画書の 作成にあたりご指導、ご協力いただいた関係者各位に深く御礼申し上げます。

> 令和 3 年 3 月 31 日 臼杵市長 中野 五郎

例 言

- 1)「国宝臼杵磨崖仏保存活用計画書」(以下、本計画書)は大分県臼杵市に所在する国宝 臼杵磨崖仏の保存活用計画書である。本計画書は令和2年度に文化庁の補助を受けて 臼杵市教育委員会が策定したものである。
- 2) 本計画書は、文化庁、大分県教育委員会文化課の指導・助言を受けるとともに、「国 宝臼杵磨崖仏保存修理委員会」委員の協議によって検討されたものを臼杵市教育委員会 が事務局となって取りまとめたものである。
- 3)「国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会」は、国宝臼杵磨崖仏の保存修理事業及び施設の設置等に関する事項、磨崖仏の維持管理に関する事項を審議するため、国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会設置要綱により設置された委員会である。委員会の構成は次のとおりである。

(敬称略)

委員長 川野邊 渉 (独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際 協力センター 特任研究員)

委員 根立 研介 (京都大学大学院文学研究科教授)

井手誠之輔 (九州大学大学院人文科学研究科教授)

朽津 信明 (独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所保存科学研究 センター 室長)

宇佐美忠夫 (地元代表)

関 泰典(臼杵市文化財調査委員会委員長)

指導・助言 奥 健夫 (文化庁文化財第一課 主任文化財調査官)

井上 大樹 (文化庁文化財第一課 文化財調査官)

田中 健一(文化庁文化財第一課 文化財調査官)

岡村 一幸(文化庁文化財第一課 文化財調査官)

伊藤 久美(文化庁文化財第一課 文部科学技官)

森井 順之(文化庁文化資源活用課 文化財調査官)

浅野 啓介(文化庁文化財第二課 文化財調査官)

高宮なつ美 (大分県教育庁文化課 主査)

事務局 安東 雅幸 (臼杵市教育委員会教育長)

後藤昌二郎 (臼杵市教育委員会 文化・文化財課長)

神田 高士 (臼杵市教育委員会 文化·文化財課文化財研究室長)

東 貴則 (臼杵市教育委員会 文化・文化財課課長代理)

小中 有子(臼杵市教育委員会 文化·文化財課主幹)

高田 直美 (臼杵市教育委員会 文化·文化財課副主幹) 鎌谷 涼平 (臼杵市教育委員会 文化·文化財課主任)

- 4) 本計画書に記載しているこれまでの国宝臼杵磨崖仏の保存対策工事・調査研究の詳細については、『国宝臼杵磨崖仏保存修理工事報告書』(臼杵市 1997)、『国宝・特別史跡臼杵磨崖仏保存環境整備工事報告書』(臼杵市 2020) および『国宝及び特別史跡臼杵磨崖仏の保存修復に関する調査報告書』(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 2011) に記載している。
- 5) 本計画書に記載している磨崖仏各尊像の名称については、国宝の指定名称に従った。
- 6) 本計画書の編集は臼杵市教育委員会が、株式会社文化財保存活用研究所に委託して 行った。
- 7) 磨崖仏の口絵写真は萩原 哉氏が撮影したものを、許可を受けて使用している。挿図 については臼杵市教育委員会で作成した。

目 次

第[章(はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 1
第Ⅱ章 基	基本情報·····	3
第1節	名称・員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2節	種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3節	指定番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第4節	国宝·重文区别·····	3
第5節	指定年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6節	法量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第7節		
第8節		
第9節		
第10節	管理団体・管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
第11節		
第12節		
第13節		
第15		
第25	項 第1期・第2期工事後の劣化状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第35		
第41	項 現在の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第Ⅲ章 ì	過去の修理・保存環境整備工事とその効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	修理・保存環境整備工事の経過と概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	項 災害復旧工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	項 史跡整備事業・覆屋設置等(第1期工事)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第35		
第44		
第51		
第6耳	項 美術工芸品保存修理 (平成26年度より・国庫補助事業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
第75		
第2節	解決された問題点と残された問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第15		
第21	項 凍結破砕対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第31	項 着生生物繁茂対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

第4項	塩類風化対策29
第5項	磨崖仏表面の剝離対策29
第Ⅳ章 今後	後想定される修理工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
第1節 個	
第1項	着生生物除去31
第2項	金剛力士立像の保存対策・・・・・・31
第3項	仏体剥離片の復位等に関する調査研究・・・・・・・31
第4項	防災対策・・・・・・31
第2節 個	§理計画······31
第1項	着生生物除去31
第2項	仏体剥離片の復位等に関する調査研究・・・・・・・・・・32
第3項	防災対策・・・・・・32
第4項	留意事項32
第V章 防災	後上の課題・災害リスク ······33
第1節 隊	5災の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第2節 隊	5災上の課題・・・・・・・・・・・34
第1項	人為的な災害のリスク・・・・・・34
第2項	自然災害のリスク・・・・・・36
第3節 隊	5災対策・・・・・・・・・37
第1項	人為的な災害に対して・・・・・・37
第2項	自然災害に対して・・・・・・37
第VI章 今後	後の管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第1節 仍	R存管理の現状・・・・・・39
第1項	管理の体制・・・・・・・39
第2項	仏体凍結防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第3項	排水設備39
第4項	防火対策40
第5項	防犯対策40
第6項	地震対策40
第7項	突発的な災害に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・40
第8項	小動物対策・・・・・・40
第9項	取得データの管理と活用・・・・・・・・・・・・・・・・40
第2節 仍	R存管理の課題・・・・・・ 41
第1項	管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第2項	仏体凍結防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第3項	排水設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第4項	防火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第5項	防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第6項	地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第7項	突発的な災害に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第8項	小動物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第9項	取得データの管理と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第3節 言	計画期間中に行う管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第1項	管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第2項	仏体凍結防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第3項	排水設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4項	防火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5項	防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6項	地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7項	突発的な災害に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第8項	小動物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第9項	取得データの管理と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第10項	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	月-------------------------------------	
	舌用の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1項	公開履歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2項	公開以外の活用履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	舌用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1項	活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2項	文化財としての活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3項	観光資源としての活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 活	舌用の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1項	磨崖仏の学術調査・研究協力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2項	歴史教材への活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3項	観光資源としての活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4項	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第四章 その	D他······	51
第1節 到	見状変更等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第2節	升面期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

第3)	5 その他・・・・・・・・・・51	
第	項 文化財保存活用地域計画・・・・・・・51	
第2	項 特別史跡臼杵磨崖仏保存活用計画・・・・・・・・・・・・・・51	
第IX章	臼杵磨崖仏の保存管理についての長期的展望 一むすびにかえて・・・・・・ 53	

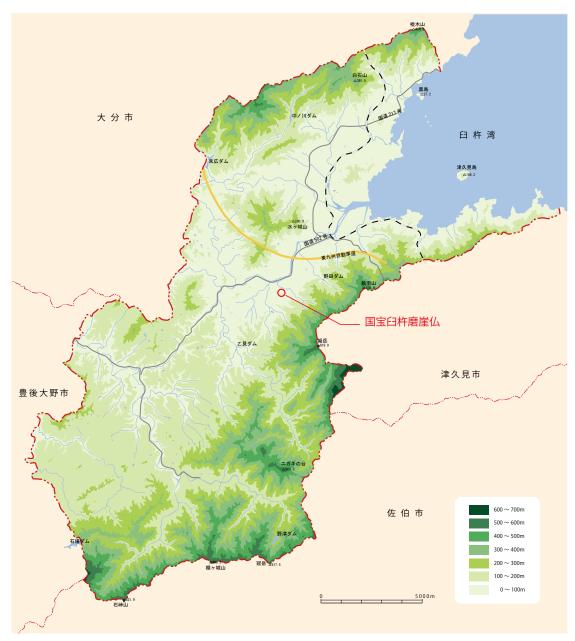
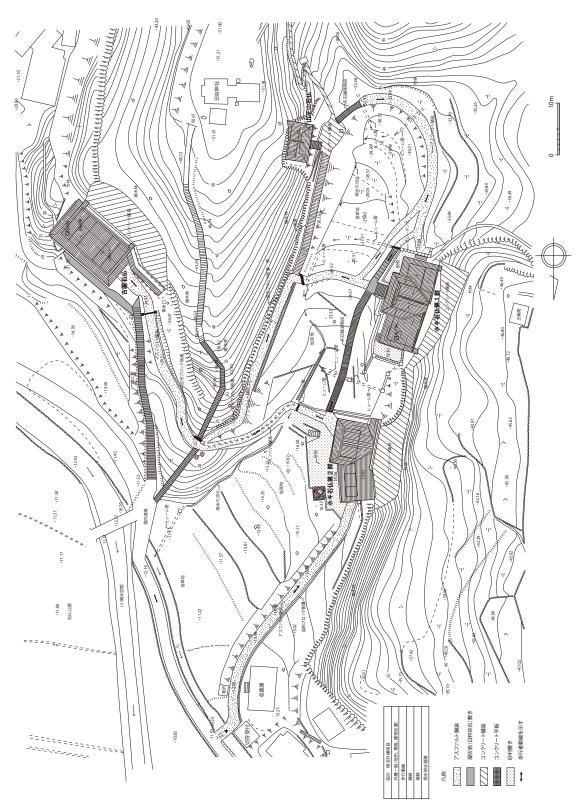


図 1 国宝臼杵磨崖仏位置図



第 | 章 はじめに

「臼杵石仏」と通称される臼杵磨崖仏は、臼杵市民にとって、最もふるさとを想起させる象徴的な存在といえる。「臼杵石仏」は、臼杵で生まれ育った市民が遠足で必ず一度は見学する場所であり、多くの市民に親しまれている。令和2年度に本市が市内在住の市民を対象に実施した「臼杵市よりよいまちづくりアンケート」の結果では、「臼杵のたからもの(自慢できるものや大切にしたいもの)」の項で、「臼杵石仏」はすべてのカテゴリー(自然環境・観光資源・産業・歴史と文化・まちの雰囲気)の中で1位となっている。臼杵市民の中で、臼杵磨崖仏が臼杵にとって大切な存在とされていることは確かである。また、本市のイメージキャラクターで、臼杵磨崖仏を題材にした「ほっとさん」は、現在では本市が発行する刊行物や広報媒体への掲載によって、観光宣伝のみならず、広く市民生活の中に浸透している。「ほっとさん」の登場によって、臼杵磨崖仏は市民にとってさらに身近な存在となってきている。

このように臼杵磨崖仏は、本市にとって最も重要な観光資源であると同時に、臼杵市民にその存在と価値を広く周知されていることをみても、臼杵市に住むことの誇りと愛着の念を形成していく上で極めて重要な存在と言える。臼杵磨崖仏の文化財としての価値を「臼杵のたからもの」として未来への保存・継承を行っていくことは、少子高齢化が進み、地方自治体の維持がいっそう困難になる将来において、本市のよりよい教育環境や文化活動環境の形成、観光産業の振興をはかる上で大切であり、本市が文化財保護部局以外の部局とも連携をとりながら、臼杵磨崖仏の保存と活用のバランスの取れた市政に取り組む必要がある。

本計画書は、本市が永久的に国宝臼杵磨崖仏を保存管理し、その活用をはかっていくために必要な事項を定め、その計画的な実施による臼杵磨崖仏の適切な保存と活用をはかるためのガイドラインとして作成したものである。



第11章 基本情報

第1節 名称・員数

うすき まがぶつ 臼杵磨崖仏

大日如来及諸尊像 (古園石仏)	十三軀
金剛力士立像(古園石仏龕外左側)	二軀
如来及両脇侍如来坐像(山王山石仏)	三軀
如来三尊及両脇侍像(ホキ石仏第一群第一龕)	五軀
如来三尊坐像(ホキ石仏第一群第二龕)	三軀
阿弥陀如来及両脇侍像(ホキ石仏第二群第一龕)	三軀
附 愛染明王坐像 (ホキ石仏第一群第一龕、二龕間)	一軀
大日如来及諸尊像 (同第三龕)	五軀
地蔵菩薩及十王像 (同第四龕)	十一軀
不動明王・毘沙門天像(ホキ石仏第二群第一龕左側)	二軀
菩薩形立像 (同第一龕右側)	二軀
阿弥陀如来及諸尊像 (同第二龕)	十一軀

第2節 種別

美術工芸品・彫刻

第3節 指定番号

彫国第 121 号

第4節 国宝·重文区別

国宝

第5節 指定年月日

昭和37年6月21日重要文化財指定 平成7年6月15日国宝指定 平成29年6月15日国宝追加指定

第6節 法量

1) 大日如来及諸尊像(古園石仏)

â (中央上下で岩盤下際まで) 上下 368cm 左右 1800cm 最大深 160cm 大日如来 像高 280cm 光背高 356cm 如来 (大日の左側、左1) 像高 165cm 光背高 230cm

如来 (右 1) 像高 166cm 光背高 230cm

如来 (左 2) 像高 165cm 光背高 214cm

如来 (右 2) 像高 164cm

菩薩 (左)像高 181cm光背高 219cm菩薩 (右)像高 170cm光背高 241cm観音像高 185cm光背高 218cm

勢至 像高 171cm 光背高 336.5cm

尊名不詳像高 169cm不動像高 162cm毘沙門天像高 262cm天部像高 161cm

(像高は、大日、毘沙門天を除き、基壇上面よりの高さ)

2) 金剛力士立像(古園石仏龕外左側)

左方 像高 257.0cm

右方(推定) 像高 249.0cm

3) 如来及両脇侍如来坐像(山王山石仏)

龕 上下 443cm 左右 660cm

壁面最大張 840cm 総高 552.8cm

右脇侍 像高 165.1cm

4) 如来三尊及両脇侍像 (ホキ石仏第一群第一龕)

â 上下 375cm 左右 560.0cm 最大深 75.0cm

阿弥陀如来(左) 像高 153.0cm 光背高 216.5cm

如来 (中央) 像高 156.0cm 光背高 230.0cm 台座高 136.0cm 如来 (右) 像高 143.0cm 光背高 201.0cm 台座高 135.0cm

 左脇侍
 像高約 174.0cm

 右脇侍
 像高 160.0cm

5) 如来三尊坐像 (ホキ石仏第一群第二龕)

龕 上下 420.0cm 左右 615.0cm 最大深 135.0cm

6) 愛染明王坐像 (ホキ石仏第一群第一、二龕間)

全高(頂から宝瓶形まで) 159.0cm

7) 大日如来及諸尊像(同第三龕)

龕 上下 296.0cm 左右 340.0cm

大日如来 像高 98.0cm 光背高 147.5cm (頂欠) 台座高 71.0cm

脇侍如来像高61.0cm光背高93.0cm台座高77.0cm脇侍阿弥陀像高60.5cm光背高99.0cm台座高76.5cm菩薩(右)像高104.5cm光背高137.5cm台座高13.5cm

8) 地蔵菩薩及十王像(第四龕)

龕 上下 274.5cm 左右 350.0cm

地蔵菩薩 像高 (頂から身底まで) 94.0cm 光背高 153.0cm 台座高 89.0cm 十王 像高 95.0cm (左側下段右方) 96.5cm (右側下段左方)

9) 阿弥陀如来及両脇侍像 (ホキ石仏第二群第一龕)

â 上下 (覆屋下~排水溝) 658.8cm 同 (盛土面まで) 430.0cm 左右 約 1050cm中尊 像高 279.0cm 台座高 (盛土面まで) 86.0cm

左脇侍 像高 263.4cm

右脇侍 像高 265.0cm 光背高 355.0cm 台座高 30.0cm

10) 不動明王・毘沙門天像 (ホキ石仏第二群第一龕左側)

不動明王 像高 約 130.5cm

毘沙門天 像高 約 149.2cm

11) 菩薩形立像 (ホキ石仏第二群第一龕右側)

全高 左方(岩盤下際まで) 約 158.0cm

12) 阿弥陀如来及諸尊像 (ホキ石仏第二群第二龕)

龕 上下 283.0cm 左右 530.0cm

阿弥陀如来坐像 像高 91.2cm (現状) 光背高 132.2cm 台座高 43.0cm

阿弥陀如来立像(左1) 像高 97.0cm 台座高 9.0cm

阿弥陀如来立像 (左2) 像高 101.8cm 光背高 138.0cm

阿弥陀如来立像(左3) 像高 103.0cm 光背高 146.0cm

阿弥陀如来立像(左4) 像高 103.9cm 光背高 145.5cm 台座高 13.0cm

阿弥陀如来立像(右1) 像高 103.8cm 光背高 140.7cm

阿弥陀如来立像(右2) 像高 102.2cm

阿弥陀如来立像(右3) 像高 101.9cm

阿弥陀如来立像(右4) 像高 97.5cm (現状)

菩薩像 (左) 像高 98.4cm 光背高 144.2cm

第7節 形状・品質構造

(形状)

1) 大日如来及諸尊像(古園石仏)

中央に宝冠を戴き、条帛、裙を著け、智拳印を結び坐す金剛界大日如来丈六像、その左右に各6軀の等身像が並列する。左方は内より如来坐像2軀(各螺髪彫出、衲衣を著す)、菩薩坐像(宝冠・天冠台〈列弁・紐一条〉を戴き、条帛を著け、合掌する)、観音菩薩像(宝冠正面に化仏をあらわす、天冠台〈列弁・紐一条〉)、上半身の一部を残す尊

名不詳坐像、多聞天立像(兜を被る、瞋目、閉口、著甲、左掌に宝塔を捧持し、右手に宝棒を執り、沓をはく)、右方は同じく内から如来坐像2軀、菩薩坐像(宝冠·天冠台〈列弁·紐一条〉、両手屈臂、右手に持物)、勢至菩薩坐像(宝冠正面に水瓶、天冠台〈列弁・紐一条〉右手屈臂)、不動明王坐像(天地眼、弁髪左肩前に垂下、条帛を著す、両手屈臂、右手宝剣を執る)。天部立像(甲冑を著し、瞋目、閉口、左手腰脇にあて右手に戟を執る)。多聞天像及び天部像を除き、大日如来及び如来、菩薩像は全て舟形光背、不動明王は火焔光背を刻出。

2) 金剛力士立像(古園石仏龕外左側)

左方は単髻(髪は中剃りして左右より結上げる)、元結紐一条、結び輪をその左右に表し先端は上方に吹上がる(先端切先形)。眉根寄せ瞋目、閉口、上歯牙(犬歯含み八本)で下唇を噛む。耳朶環状不貫。喉仏、鎖骨、胸骨、肋骨を表す。裳は中央で右前に打合せて上端を折返す。天衣は頭部の上方を逆U字状にわたり両肩に掛かり、左肩分は左手の外で吹上がり右肩分は右臂の内側を通って垂下。腕釧・足釧各紐二条。左手を振上げて金剛鈴を全指で握り、右手は下げて指先を外にして掌を下に向ける。腰を左に捻り右足先を開いて左足を支脚にして立つ。

右方は左側頭部は左耳後まで、左足先(か)が岩体に残存し、その他は脱落して大略次の4個の岩塊が残る。残欠その1(面部下半から胸上部)、その2(腹部から腰)、その3(左足膝から脛)、その4(腰から右脛)これらを合わせると形状は以下の通り。元結紐、先端左分が上方に吹上がる。耳朶環状不貫。喉仏、鎖骨を表す。裳は右前に打合せて上端を折返し右前に打合せる。天衣、頭部の上方を逆U字状にわたる。腕釧(か)を著ける。左手を下げ、腰を右に捻り立つ。

3) 如来及両脇侍如来坐像(山王山石仏)

丈六如来坐像(衲衣偏袒右肩、左手膝上に置き、右手屈臂、手先を胸辺に当てる。両手指は各五指を伸ばすか、左足を外にして結跏趺坐)を中尊として、その左右に等身如来坐像を両脇侍として配す。左方像は、螺髪、三道相、衲衣を偏袒右肩に著け、右手屈臂、掌を前に向け胸にあて五指を伸ばし、左手仰掌膝上に置く。右方像は衲衣・覆肩衣を著け、左手屈臂、仰掌して第一、二指を捻じ、右手屈臂、掌を前にして立て第一、二指を捻じ、左足を外にして結跏趺坐する来迎印阿弥陀如来。各尊朱線描の光背。中尊及び右脇侍は方形裳懸座刻出。

4) 如来三尊及両脇侍像(ホキ石仏第一群第一龕)

髪際高で測る半丈六の如来像三軀が並座し、その左右に等身菩薩立像と脇侍像を配す。 三尊は、各螺髪、三道相、衲衣は左方及び中央は偏袒右肩、右方は衲衣・覆肩衣を著け、 方形裳懸座に坐す。左方は定印を結ぶ阿弥陀、中央は両手屈臂、左手膝に置き、右手胸 前で掌を左斜めに向け五指を伸ばし、左足を外にして結跏趺坐する。右方は中央に準ず る。各二重円光刻出。

左脇侍は宝冠・天冠台(列弁・紐一条)を戴き、左手屈臂、右手垂下する。右脇侍は 欠損により細部不詳。

5) 如来三尊坐像 (ホキ石仏第一群第二龕)

髪際高で測る半丈六の如来像3軀(各衲衣偏袒右肩、右方のみ覆肩衣)、方形裳懸座に並座する。中央は左足を外にして結跏趺坐し、腹前で定印の形をとる。阿弥陀如来か。 左方は両手屈臂、左手は膝上に置き、右手は胸辺で五指を伸ばす。右方は左掌に薬壺を載せる薬師如来、右手は左方に準ずる。如来三尊各二重円光、両脇侍各宝珠光。

6) 阿弥陀如来及両脇侍像 (ホキ石仏第二群第一龕)

丈六定印の阿弥陀如来坐像(螺髪、三道相、衲衣を偏袒右肩に著ける)の左右に菩薩立像(左脇侍、宝冠及天冠台〈列弁・紐一条〉、条帛、天衣、裙を著け、左手屈臂して蓮華を執り、右手垂下。右脇侍、両手の構えを左右逆にするほか、左脇侍に準ずる)を配す。各舟形光背刻出。中尊方形台座刻出。愛染明王坐像(ホキ石仏第一群第一、二龕間) 六臂、各持物を執り、蓮華・宝瓶形台座上に坐す。

7) 大日如来及諸尊像(同第三龕)

五智宝冠を戴き智拳印を結ぶ金剛界大日等身坐像に左手仰掌、右手屈臂し、胸前で五 指を伸ばす如来坐像(左掌に角柄孔一を穿つ)を左に、弥陀定印坐像を右に配し、龕両 側壁には宝冠を戴き蓮華を執る菩薩立像(左方は左手垂下、右手屈臂して持蓮華。右方 は両手の左右を逆にする)を相対して各高肉彫に表す。光背、各舟形光背線彫。台座、 三尊各方形裳懸座。

8) 地蔵菩薩及十王像 (同第四龕)

中央に左手宝珠、右手施無畏印とし、左足を踏み下げて坐す地蔵菩薩、左右に各5軀の十王(各宝冠、袍衣に裳、胸前に笏)倚像を2段(上段2軀、下段3軀)、各高肉彫に表す。右方下段の右端の1軀は龕側壁に彫出。地蔵菩薩、光背二重円光線彫。

9) 不動明王・毘沙門天像 (ホキ石仏第二群第一龕左側)

巻髪で正面に花飾を着け、弁髪を左肩に垂下し、瞋目、閉口、条帛・裳を着け、両手 屈臂、右腰脇で剣を執って坐す等身の不動明王像。着甲し、右手を腰に当てた上体のみ 残る天部像は法量や形式から不動明王と一対の毘沙門天とみられる。

10) 菩薩形立像 (ホキ石仏第二群第一龕右側)

阿弥陀如来及両脇侍像の右側に並列して立つ。表面は全て欠損し、左方左肩から屈臂する臂とこれを覆う衣部と上半身の輪郭を残すのみ。下半身すべて欠失。各舟形光背刻出。

11) 阿弥陀如来及諸尊像 (ホキ石仏第二群第二龕)

方形裳懸座に結跏趺坐する阿弥陀定印等身像を中心として、その左右に衲衣・覆肩衣を著け、左手垂下、右手屈臂、手先を胸前にあて円形台上に立つ同形の如来二尺像(来迎印か)を各4軀、菩薩立像(左方は宝冠を被り、両手屈臂、左手持蓮華)各1軀を高肉彫に表す。光背、二重円光各線彫。

(品質構造)

各熔結凝灰岩、本体台座高肉彫、彩色

大日如来及諸尊像(古園石仏)は、各上半身を母岩より彫出。大日如来、菩薩(右)の 後頭部は壁面より離れる。大日如来の左臂先、別製枘立矧付ける。両足部、別材製で右膝 裏相欠矧ぎ。多聞天、腰部以下別材製、背面より内刳りし、右足膝下部、枘立矧ぎ付け。 両足下に足枘を設ける。各別材の石質は龕と同じ熔結凝灰岩。

金剛力士、山王山及びホキ石仏第一、二群諸仏は本体及び台座を母岩から彫出。但し、ホキ石仏第二群第一龕(阿弥陀如来及両脇侍像)の右脇侍の頭部は三道上より別材製。母岩を「一」状に彫り込み、その上に載せる。左脇侍の冠紐垂下部右分、別材製(亡失)。

第8節 歷史的価値

臼杵磨崖仏は、豊後地方に集中して存在する平安時代の磨崖仏のなかで最大の規模を誇り、かつ出来栄えが最も優れた石仏群として広く知られている。これらは丘陵斜面の熔結凝灰岩の露出した部分を開鑿して造られたもので、大略4群(古園、山王山、ホキ第一群、同第二群)に分かれており、いずれも比較的浅めの龕を穿って高肉彫の手法で計59軀の仏体を刻み出している。その造営に関する史料は知られていないが、作風からみて、平安時代後期にその規模の大半をそなえ、鎌倉時代に一部追加されたと思われる。

古園石仏は丈六の金剛界大日如来像を中心に仏・菩薩・天部を左右6体ずつ並べる構成になり、その張りのある堂々とした造形や、中尊及び菩薩の1体の頭部を完全に岩から離して丸彫りとし、各像とも岩層の足りない下半身の一部を別材から造り足す技法を用いるなど、石仏群中で最も注目すべき存在である。金剛力士は古園石仏の向かって右(北方)の崖状の岩壁の屈曲面に左右並んで刻まれ、面貌や彫法の共通点から古園石仏と一連の製作と考えられる。山王山石仏は丈六の如来坐像の左右に脇侍如来像を配する三尊で、やや素朴な作風は平安時代後期のこの地方における石仏造像の水準を示している。ホキ石仏第一群の第一・二龕はともに5尺を超える如来坐像3体を並置し、前者ではその左右に脇侍菩薩立像各1体が添えられている。同第二群第一龕は丈六の定印阿弥陀坐像に両脇侍立像を配する三尊像である。これらは温雅な藤原様式を示し、当代木彫像の優品に較べて遜色のない作行を見せている。

本石仏群は昭和 37 年に重要文化財に指定された当時、すでに経年による損傷が著しく、 頭部や仏体の一部を割落するものも少なくなかった。昭和 55 年度から平成5 年度にかけ て行われた美術工芸品としての保存修理によりそれらは小断片に至るまで母岩に接合復元 することができ、4群それぞれ面目を一新した。その結果、龕の前面に仮に置かれていた 頭部が復位された古園石仏の大日如来像をはじめ、これらの彫刻作品としての偉容の全貌 が明らかになり、平成7年国宝の運びとなり、平成 29 年に金剛力士立像が追加指定され た。

第9節 所有者

臼杵市

第 10 節 管理団体·管理責任者

なし

第11節 所有者住所および所在場所

(所有者住所)

大分県臼杵市大字臼杵 72番の1

(所在場所)

古園石仏 : 大分県臼杵市大字深田字古園 1936 - 3 山王山石仏 : 大分県臼杵市大字中尾字山王山 219 - 2 ホキ石仏第一群:大分県臼杵市大字中尾字ホキ 140 - 2 ホキ石仏第二群:大分県臼杵市大字中尾字ホキ 139 - 2

第12節 管理主体

国宝臼杵磨崖仏の保存と活用については、おもに活用および日常管理のうち防災・防犯 については臼杵市おもてなし観光課および同課所管の臼杵石仏事務所が、国宝の保存維 持・管理に関することは臼杵市教育委員会文化・文化財課が実施する。

保存活用計画の遂行にあたっては、関係各課で事前協議を行うとともに、大分県・文化 庁の指導を受け、必要に応じて臼杵磨崖仏保存修理委員会の承認を得る。

表 1 に関係者およびその役割について記述する。

第13節 保存状態

第1項 修補損傷等

1) 大日如来及諸尊像(古園石仏)

大日如来

宝冠大半、両上瞼の一部、左耳朶、右手先 欠失 左前膊後半を含む左胸脇から腹部にかけて 後補

方座正面 補修

如来(左1)

両耳朶下端を結ぶ水平線以下の壁面に接する一部を除く大半 欠失

欠失部の概形 後補

如来(右1)

頭部及び体部の右肩から左胸上より上を残して大半 欠失

欠失部の概形 後補

如来(左2)

頭部髪際上 欠失

上体部の左側面を除く表面 欠損

面部 割損

表 1 役割分担表

	担当		
国宝の保存維持・管理に関すること	磨崖仏保存修理に関すること	着生生物類除去に関すること	文化・文化財課
		その他保存修理に関すること	
		修理の内容検討に関すること	保存修理委員会 文化庁 大分県 文化·文化財課 【助言者】専門研究機関
		修理の指導・監督に関すること	文化庁・大分県
	保存管理に関すること	モニタリングに関すること	文化・文化財課 (業務委託)
		モニタリングデータ管理に関すること	文化・文化財課
		排水設備管理に関すること	文化・文化財課
		凍結防止シャッターの開閉に関する こと	1
		保存管理の指導・監督に関すること	文化庁 大分県 【助言者】専門研究機関
防犯・防災に関すること	防火に関すること	消火栓・ホースの管理に関すること	おもてなし観光課
		消防署への通報・初期消火に関する こと	臼杵石仏事務所
		覆屋防火設備の設置に関すること	文化・文化財課
		覆屋防火設備設置の指導監督に関す ること	文化庁・大分県
	防犯に関すること	観覧時間中の防犯巡視に関すること	おもてなし観光課臼杵 石仏事務所
		犯行確認後の警察署への通報	おもてなし観光課臼杵 石仏事務所文化・文化 財課
		機械警備に関すること	おもてなし観光課臼杵 石仏事務所
		防犯カメラ記録データ管理に関する こと	文化・文化財課
	自然災害に関すること	磨崖仏および覆屋の自然災害対策に 関すること	文化・文化財課
		被災後の復旧処置の内容検討に関す ること	保存修理委員会 文化庁 大分県 文化・文化財課 [助言者] 専門研究機 関
活用に関すること	文化財としての情報発信に 関すること	美術工芸品としての調査・研究内容の広報に関すること	文化・文化財課
	観光資源としての活用に関 すること	観光施設・設備・広報・イベント企 画等に関すること ボランティアガイドの養成に関する こと	おもてなし観光課

如来(右2)

菩薩 (左)

鼻先、顎、左前膊 欠失

両肘以下 欠損

菩薩 (右)

両肘以下 欠損

観音

両前膊先 欠失

両肩下以下 欠損

勢至

観音に準ずる

尊名不詳像

母岩より彫出した頭体部の一部を除く大半 欠失

不動明王

面部中央に横方向に亀裂

頭頂部、鼻、唇 欠失

両肘以下 欠損

多聞天

上体部材の底面 摩耗

右手肘から宝塔半ばまで 欠失

腰部のマチ材 後補

天部

両眼を含む額から上及び右手先、右肘から左手首を結ぶ斜めの線以下 欠失 右肘から左手首を結ぶ斜めの線以下の欠失部の概形 後補

2) 金剛力士立像(古園石仏龕外左側)

左方

正面腰部表面、左足先 欠失

右方

大半が岩盤より脱落する。脱落片は4個(形状の項を参照)。

3) 如来及両脇侍如来坐像(山王山)

中尊

両肩下がりに水平に亀裂

右耳朶、右手第2~4指、右掌外側 欠失 腹部から膝にかけて 割損

左脇侍

肉髻から右側頭部にかけて、左肩から右肘にかけて亀裂

右前膊先 欠失

左肩から腹部にかけて 割損

腹部以下台座までの概形 後補

右脇侍

右手第1、2指を除く指先 欠失

4) 如来三尊及両脇侍像 (ホキ石仏第一群第一龕)

阿弥陀如来

両肩及び頸部下を通る線で亀裂

右耳の一部、顎の一部、両手先から両足部、台座表面 欠損

如来 (中央)

台座中央に斜めに亀裂

右耳上より顎を経て体部中央を通る亀裂に沿って損傷し右耳を含む頭部右側・顎、鼻先、 顎の一部 欠失

腹部から左上膊半下にかけての表面、左手先から両足部及び台座左半 欠損 如来(右)

唇を通り水平に亀裂

頸部右半、左手先から両足部及び台座の表面 欠損

左脇侍

頭部上半を残し、本体及び台座のほぼ全面 欠損

右脇侍

頭部 欠失

体部、台座 欠損

5) 如来三尊坐像 (ホキ石仏第一群第二龕)

如来 (左)

左肩及び上膊の外側 欠失

左手先を含む両足部及び台座右半 欠損

阿弥陀如来

頭頂右側、顎の一部、左上膊前面 欠損

左肘先を含む左膝の大半 欠失

右足部を含む台座懸裳右半割損

台座下半 後補

薬師如来

左肩下がり外側から両足部中央を通る線に亀裂 左手第2・3・5指先、第4指半先、薬壺、右手第3・4指半先 欠失 左肩下がりの外側、両足部正面及び台座 欠損

6) 阿弥陀如来及両脇侍像 (ホキ石仏第二群第一龕) 中尊

白毫 亡失

顎一部、右肩外側、左前膊及び右前膊半先 欠失 両手先を含む両足部から台座 欠損

左脇侍

冠垂紐(右)垂下部 亡失 右手前膊及び左肘の一部 欠失 両脛以下 後補

右脇侍

宝冠を含む頭部の右目尻を通る線 割損 左前膊表面及び手先、右手首先 欠失 両脛以下の表面 欠損 三道の大半 後補

7) 愛染明王坐像 (ホキ石仏第一群第一、二龕間)

全面大略 欠損 台座下半 欠失

8) 大日如来及諸尊像(同第三龕)

大日如来

左胸及び左上膊、両膝頭 欠損

脇侍如来

肉髻左半、左肩外側より前膊にかけて、右膝、台座懸裳正面左半 欠損 阿弥陀如来

右耳朶 欠失

菩薩 (左)

右肩より右手先までを残し上半身大略 欠損

菩薩 (右)

台座右半 欠損

9) 地蔵菩薩及十王像 (同第四龕)

地蔵菩薩

左手第5指を含む手先の内側、右手第2・3・4指先 欠失

十王 (左側下段左)

面部、右肩下がりから左袖にかけて斜めに亀裂

十王 (右側下段左)

右肩から手首にかけて 欠損

十王 (右側下段中央)

頭部斜めの亀裂に沿い顎 欠失

十王 (右側下段右)

冠頂 欠失

十王 (右側上段左)

笏 欠損

十王 (右側上段右)

右肩の一部、右袖先 欠損

10) 不動明王・毘沙門天像 (ホキ石仏第二群第一龕左側)

不動明王

右頬下から顎、左手首先 欠失

腹部以下の左半身、右肩から右手首後補

毘沙門天

頭部、左腕、右手首先、大腿部以下 欠失

胸半下から腹部 後補

11) 菩薩立像 (ホキ石仏第二群第一龕右側)

表面の全て 欠損

左方の左肩から屈臂する肘とこれを覆う衣部及び上半身の輪郭を残し下半身全て 欠失

12) 阿弥陀如来及諸尊像(同第二龕)

中尊

三道・両肩・左前膊を除き胴部を横切る亀裂より上の上体 欠失

裳懸座正面右半の一部 欠損

如来(左1)

頭部、両肩外側 欠失

膝下左半 後補

如来(左2)

右手指先 欠失

裳裾から台座 欠損

如来(左3)

左耳、右掌上半 欠失

面部 後補

如来(左4)

面部 割損

両手指先 欠失

右袖から股間にかけて 欠損

如来(右1)

頸部 亀裂

面部額を残し以下胸部まで、右前膊、左手先 欠損

如来(右2)

面部右半の表面 欠損

右上膊を残し胸半ば以下 後補

如来(右3)

額に横方向の亀裂

鼻以下の面部、左肩 欠損

右手先 欠失

右肘及び左袖裾以下後補

如来(右4)

頸部以下 後補

菩薩 (左)

髻、右手先、台座 欠失

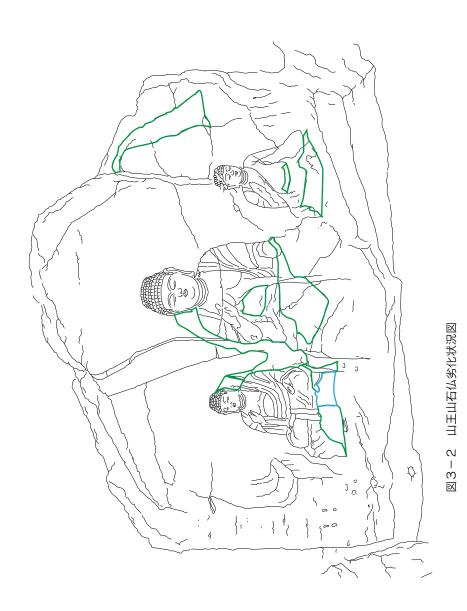
菩薩 (右)

頭部の輪郭を残し 欠失

第2項 第1期・第2期工事後の劣化状況(工事の詳細については第3章参照)

臼杵磨崖仏は阿蘇熔結凝灰岩層(Aso-4)の強熔結部から弱熔結部かけて彫刻されているが、各磨崖仏の下部は従来弱熔結部とみられていたことが示すように岩質が脆弱で、胸部より上と比較して劣化が進みやすい。例えば、古園石仏群の大日如来像以外の諸仏は、弱熔結部より下層が粘土層であることから常に地下水が浸みだしていたこともあり、現在では胸部より下が欠失している。また、弱熔結部は常に高い含水率を保ち、過去には凍結破砕が生じやすく生物類の繁茂が頻繁にみられていた。磨崖仏本体については、磨崖仏劣化を引き起こすのが地下水や雨水によるとの考えのもと、第1期工事で雨水浸透防止・地下水排水工事が行われた。重要文化財指定後は、磨崖仏そのものの保存状態を向上させるため、第2期工事で磨崖仏の岩体強化や岩盤固定・深屋根覆屋の設置が行われた。この第2期工事により着生生物の繁茂はある程度まで抑制されるようになり、覆屋内の温度変化も第1期工事後に比べて穏やかになったが、平成13・17年には古園石仏、ホキ石仏第二群で、同30年にはホキ石仏第二群で凍結破砕が発生している。また、現在では弱熔結部の範囲を拡げる解釈(平成23年8月の臼杵磨崖仏保存修理委員会において指摘)がなされており、当初残存状況がよいと判断されていた部分でも劣化が確認されている。





── 塩類風化 ── 着生生物繁茂箇所

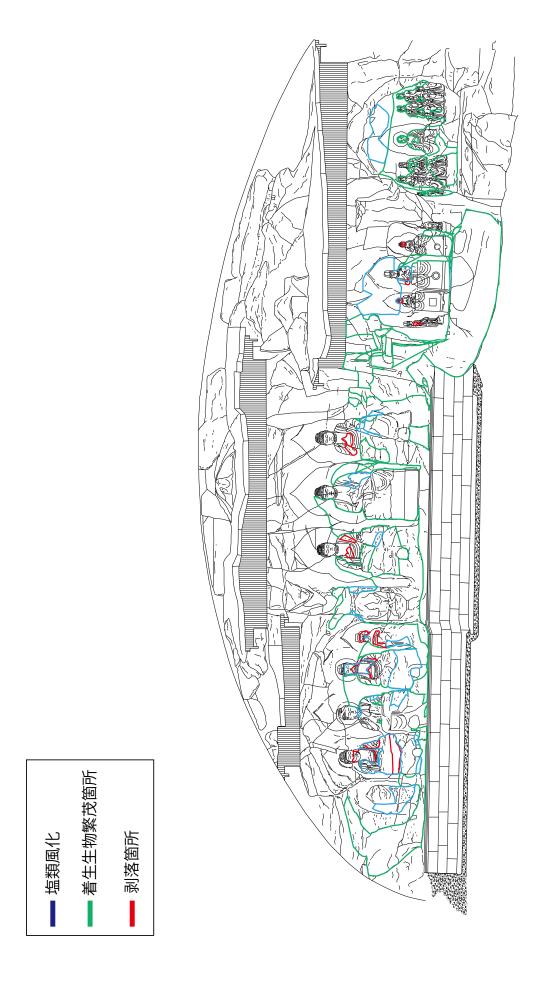


図3-4 ホキ石仏第二群劣化状況図

第3項 第3期工事による改善

その後の調査により、これ以上の磨崖仏崖面の地下水制御は難しく、温度制御による凍結防止を目指して、第3期工事で覆屋の改修を行った。その結果、覆屋内温度環境の安定化と冬期の凍結防止策がさらに図られた。また、外部からの水の浸入防止策をはかったことで仏体表面の汚損防止にも効果が認められるなど、保存状態は向上した。

第4項 現在の状況

覆屋両端に袖壁が設置されたことで、覆屋内部両端の仏体付近に湿気が滞留しやすい状況となっている。また、法面の撥水処理は行ったものの、それ以外の箇所から岩体への浸透する水を防ぐことはできておらず、ホキ石仏第二群のように岩体に開いた空洞から流出する水、ホキ石仏第一群にみられる岩体亀裂からの出水の制御は困難な状態である。この岩体からの出水及び結露により懸念される劣化は生物類の着生と塩類風化である。以下、各群の保存状況について説明する。

1) 古園石仏

仏体下部の非熔結部に蘚苔類を中心とする生物類の着生がみられる。覆屋改修後は着 生生物の除去後の再繁茂のサイクルが早くなっているように見受けられる。

また、仏体下部の熔結部と非熔結部の境界あたりなど、水分供給が行われている範囲において主に塩類析出がみられる。

2) 山王山石仏

多湿期に、全体的に藍藻類が薄く着生することが多いが、蘚苔類・シダ類・草本科植物類の着生はほとんど確認されていない。

主に岩体表面の結露によると思われる塩類の析出がほぼ龕全体にわたってみられる。

3) ホキ石仏第一群

岩体表面の結露、覆屋取合部からの浸入水に起因すると思われる塩類の析出がほぼ龕全体にわたってみられる。岩盤亀裂部からの出水の影響も考えられる。第一龕では覆屋内への直射日光の差し込みに伴い、急激な乾燥による塩類風化(蜂の巣状風化)が確認されていたが、第3期工事の覆屋改修で袖壁を付ける対処を行い、現在は経過観察しているところである。

■第一龕・第二龕

多湿期に、全体的に藻類が薄く着生することが多く、覆屋改修前は第一龕南端では流水域に沿ってシダ類・草本科植物類の繁茂がみられたが、覆屋改修後は改修前に比べやや軽減された感があるものの、同じ位置での生育がみられる。

■第三龕・第四龕

多湿期に、全体的に藍藻類が薄く着生することがある。第四龕においては覆屋改修後 に一時的に地衣類の着生がみられた。

4) ホキ石仏第二群

第一龕

仏体下部の非熔結部に著しい蘚苔類の着生が認められる。龕南側の空洞部は特に水分量の多いところであるが、この空洞周囲にはシダ類の繁茂が恒常的に認められ、覆屋改修後も状況の変化はあまりない。

勢至菩薩右側の空洞部からの出水の影響も考えられる。

また、覆屋北側から浸入する覆屋上面法面からの水の影響によるものか、塩類析出が認められる。

第二龕

第一龕に比して生物類の着生は少ないが、シダ類が一部に着生する場合がある。

なお、紫外線を用いた着生生物除去は平成12年度から実験を開始し、平成22年度より実用化してp.28のとおり実施している。

第Ⅲ章 過去の修理・保存環境整備工事とその効果

第1節 修理・保存環境整備工事の経過と概要

第1項 災害復旧工事

古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群臼杵磨崖仏災害復旧工事(指定前) 昭和28年の水害被害の復旧のために行われた工事である。史跡災害復旧事業(国庫補助事業)

実施期間 昭和 28 年度~ 29 年度

実施箇所 古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群

修理の内容

水害で崩落した仏体の復位

- ■ホキ石仏第一群第一龕如来像(伝釈迦如来像・伝薬師如来像)
- ■同第二龕阿弥陀如来像
- ■ホキ石仏第二群阿弥陀三尊像

堆積土砂の除去

第2項 史跡整備事業・覆屋設置等 (第1期工事)

臼杵磨崖仏の保存対策を講じるため、臼杵市が昭和31年に文化財保護委員会(当時)に請願をし、同委員会の指導で各専門分野(地質学・工学・美学・考古学)の専門家の意見を聴いて行った保存対策事業で、岩体の崩落防止、排水対策を目的とした土木工事を主とする。

また、磨崖仏の保存上、雨水・地下水対策が重要であるとの議論から、コンクリート製のカンチレバーと共に片流れ屋根が取り付けられた。

1)特別史跡保存修理事業(国庫補助事業)

実施期間 昭和 32 年度~昭和 37 年度

実施箇所および修理の内容

■山王山石仏(昭和 32 年度)

岩盤上の立木・覆土の撤去

仏体下部排水工事

岩石補強工事 (セメントグラウト注入)

上部鉄筋コンクリート工事

■古園石仏 (昭和 33 年度~ 34 年度·37 年度)

山上側溝設置工事

岩石補強工事

上部鉄筋コンクリート格子設置工事

排水トンネル設置工事

■ホキ石仏第二群(昭和34年度)

表 2 臼杵磨崖仏の保存対策工事の経過

在 時期		実施内容(詳細は本計画書本文および『国宝・特別史跡臼杵磨崖仏保存環境整備工事報告書』を参照のこと)		
	国の史蹟指定(史蹟名勝天然紀念物保存法)			
月	特別史跡指定(文化財保護法 以下、指定については同様)			
9月	集中豪雨・台風により磨崖仏および母岩で緩みや崩落が発生			
ŧ	上記で被災したホキ石仏第一群の災害復旧工事			
		質学・工学・美学・考古学の学識経験者による専門委員会と臼杵市が、文化財保護委員会() に臼杵磨崖仏保存事業計画書と意見書を提出。		
		山王山石仏保存修理工事実施※		
33年度~34年度・37年度	第 1 期	古園石仏保存修理工事実施※		
	工事	ホキ石仏第2群保存修理工事実施※		
6年度		ホキ石仏第一群保存修理工事※		
目	国重要文化財指定			
	臼杵	3杵磨崖仏保存管理対策会議(第1回目)実施		
隻	臼杵	3杵石仏収蔵庫建設工事実施		
	臼杵	臼杵磨崖仏の修理に関する総合調査・対策会議実施		
	臼杵	臼杵磨崖仏の修理に関する総合調査・対策会議実施		
ŧ		山王山石仏の保存修理工事実施		
ŧ	第	ホキ石仏第二群の保存修理工事実施		
	— 2 期			
	工事	ホキ石仏第一群の保存修理工事実施		
F度		古園石仏の保存修理工事実施		
	国宝	指定		
年度	第2期	第2期工事の追加修理工事実施 古園石仏・ホキ石仏第一群で広範囲の仏体凍結破砕発生 東京文化財研究所と共同の「国宝臼杵磨崖仏の保存修復に係る調査研究」実施		
	古園			
2年度	東京			
2月	ホキス	キ石仏第二群で広範囲の仏体凍結破砕発生		
		磨崖仏各群の覆屋劣化診断調査実施		
24年度		磨崖仏各群の覆屋基本設計実施		
25年度		山王山石仏覆屋改修工事実施		
		古園石仏・ホキ石仏第一群・同第二群の法面改修実施設計実施※		
		ホキ石仏第一群の法面改修工事実施(26年度へ繰越)※		
26年8月9日		台風により、古園石仏覆屋下の法面が崩落		
26年度		古園石仏覆屋改修実施設計実施		
	第	古園石仏下災害復旧工事実施 (27年度に繰越)		
	3	古園石仏法面改修工事実施 (28年度に繰越) ※		
27年度	— 期 工	古園石仏覆屋改修工事実施		
	事	ホキ石仏第二群法面改修工事実施※		
28年度		ホキ石仏第一群覆屋実施設計実施		
		古園石仏法面排水庇設置工事実施※		
		ホキ石仏第一群覆屋改修工事実施 ホキ石仏第二群で広範囲の仏体凍結破砕発生		
		ホキ石仏第二群で広範囲の仏体凍結破砕箇所応急修理実施		
		ホキ石仏第二群覆屋改修工事実施		
30年度 令 和 ^{2年度}		「国宝・特別史跡臼杵磨崖仏保存環境整備報告書」刊行		
	「国生	「国宝臼杵磨崖仏保存活用計画書」作成		
		围		

上部岩盤補強工事

■ホキ石仏第一群(昭和35年度~36年度)

上部岩盤補強工事

カンチレバー設置工事

2) 覆屋設置工事(国庫補助事業)

雨水より仏体を保護するための庇屋根の設置。特別史跡保存修理事業により実施

■古園石仏:昭和33年度

(金剛力士像:昭和37年度)

■山王山石仏:昭和32年度

■ホキ石仏第一群:昭和37年度

■ホキ石仏第二群:昭和35年度

第3項 保存修理事業および防災施設 (覆屋) 設置事業 (第2期工事)」

1) 仏体修理工事(美術工芸品保存修理事業·国庫補助事業)

第1期工事の後、専門家によって行われた磨崖仏の保存対策調査・協議の成果を踏まえ、岩体の脱落防止、岩質強化、脱落仏体片の復位を行ったものである。

実施期間 昭和54年度~平成5年度

実施箇所および内容

■山王山石仏(昭和 55 年度~ 57 年度)

樹脂による岩体岩質強化(アルキル・アルコキシ・ポリシリケート樹脂 商品名:バインダ SS101 15%溶液使用※)および亀裂部への樹脂充填(アクリル樹脂 商品名:パラロイド B72 10~30%トルエン溶液を使用)

仏体片の復位(接着にはエポキシ樹脂使用 主剤アラルダイト CY230 硬化剤エポメート B-002W)

■ホキ石仏第二群(昭和 58 年度~昭和 61 年度)

樹脂による岩体岩質強化(アルキル・アルコキシ・ポリシリケート樹脂 商品名:バインダ SS101 15%溶液使用※)および亀裂部への樹脂充填(アクリル樹脂 商品名:パラロイド B72 10~30%トルエン溶液を使用)

仏体片の復位(接着にはエポキシ樹脂使用 主剤アラルダイト CY230 硬化剤エポメート B-002W)

ロックボルト工法による岩盤の崩落防止工事

■ホキ石仏第一群(昭和63年度~平成2年度)

樹脂による岩体岩質強化(アルキル・アルコキシ・ポリシリケート樹脂 商品名:バインダ SS101 15%溶液使用※)および亀裂部への樹脂充填(アクリル樹脂 商品名:パラロイド B72 10~30%トルエン溶液を使用)

^{1.} 詳細については『国宝臼杵磨崖仏保存修理工事報告書』(臼杵市刊 1997) を参照のこと

仏体片の復位(接着にはエポキシ樹脂使用 主剤アラルダイト CY230 硬化剤エポメート B-002W)

ロックボルト工法による岩盤の崩落防止工事

■古園石仏(平成3年度~平成5年度)

樹脂による岩体岩質強化(エチルシリケート 商品名:ワッカー OH 変性エタノー ル溶液使用)

ロックボルト工法による岩盤の崩落防止工事

仏体片の復位(接着にはエポキシ樹脂使用 主剤アラルダイト CY230 硬化剤エポメート B-220)

(※の溶液については、報告書に溶剤の名称記述なし)

2) 覆屋設置工事(防災施設設置事業·国庫補助事業)

第1期工事で設置した覆屋構造では風雨の吹込み防止や温湿度制御が困難なため、深屋根構造としてこれらの抑制を行い、磨崖仏を自然災害から防護するための鉄骨構造の覆屋を設置したもの。湿気の滞留による生物類着生を防ぐため、山王山石仏を除き側面は開放型とした。また、山王山石仏を除いて照明は自然光を主とし、補助光として人工照明(蛍光灯)を設けた。事業は美術工芸品防災施設設置事業による。

■古園石仏:平成4・5年度

■山王山石仏:昭和54・55年度

■ホキ石仏第一群:平成2・3年度

■ホキ石仏第二群:昭和62・63年度

第4項 臼杵磨崖仏保存修理事業 (第2期工事の追加修理)

第2期工事で行った樹脂含侵(アルキル・アルコキシ・ポリシリケート樹脂溶液)に よる岩質強化の効果が低下しているとみられた箇所に、再度樹脂含侵(エチルシリケート 樹脂)を行い岩質の強化の維持をはかることを目的として行った事業である。

実施期間 平成9年度~平成12年度

施工箇所 ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群

ホキ石仏第二群では、第2期工事の際に位置が特定できず復位されなかった不動明王 像仏体片を、旧位置を推定の上復位した。

第5項 覆屋改修事業 (第3期工事)2

1) 覆屋改修工事(防災施設設置事業·国庫補助事業)

第2期工事後に東京文化財研究所と臼杵市が行った共同研究「国宝臼杵磨崖仏の保存・ 修復に係る調査研究」³(平成12年度~平成22年度)により、凍結破砕リスクを軽減

^{2.} 詳細については、『国宝・特別史跡臼杵磨崖仏保存環境整備工事報告書』(臼杵市刊 2020) を参照のこと

^{3.} この共同調査・研究の内容や成果については、『国宝及び特別史跡臼杵磨崖仏の保存・修復に関する調査報告書』(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所刊 2011)により報告されている。

するためにはその対策として覆屋開口部の一時的な閉鎖が有効であることが確認され⁴、重要文化財(美術工芸品)防災施設設置事業(平成23年度~30年度)で袖壁および開口部シャッター設置等の改修、着生生物除去のための紫外線照射および管理作業の安全化と簡易化を図るための作業架台(山王山を可動式とした以外は組立式を採用)の設置を実施した。また、照明のLED化を行った。

実施期間 平成 23 年度~平成 30 年度

■古園石仏:平成 26·27 年度

■山王山石仏:平成25年度

■ホキ石仏第一群:平成28・29年度■ホキ石仏第二群:平成29・30年度

2) 法面改修事業(特別史跡臼杵磨崖仏法面修理事業・国庫補助事業)

覆屋後背部法面については、第1期工事で岩盤の雨水等による浸食を防ぐ目的でコンクリートを打設し遮水措置を行っていたが、経年劣化によって亀裂や表層剥離などが起きて法面表流水の岩盤への浸透を招いていたため、法面表面のアクリルゴム系塗料による防水処理を行うとともに排水溝の改修や作業通路・階段、手すりなどの管理作業設備の設置を行った。

また、金剛力士立像上部の既存の庇屋根からの漏水を防止するため、庇屋根上部に新たに排水用屋根を設置する対策を行った。

実施期間 平成 25 年度~平成 30 年度

■ホキ石仏第一群:平成25・29年度

■古園石仏:平成26年度

■ホキ石仏第二群:平成27・30年度

3) 古園石仏防災施設災害復旧事業(国庫補助事業)

平成26年8月9日、台風の影響により臼杵磨崖仏覆屋東南隅部の造成地擁壁(空積み石垣)が崩落し、土砂が周辺地に流出する災害が発生した。この復旧にあたり覆屋南および当面の斜面上にある擁壁の構造をより安全な構造で効果的に浸透水の排出ができるように改めるとともに全面的な改修を行い、覆屋屋根およびその背面法面から雨水等を効率的かつ円滑に外部へと導水できる排水施設の整備を行った。

実施期間 平成 26 年度~ 27 年度 (繰越)

第6項 美術工芸品保存修理 (平成26年度より・国庫補助事業)

着生生物の除去

磨崖仏に着生した蘚苔類、藍藻類などの着生生物について、成長により岩体基質を傷めないよう、定期的な除去を行う必要がある。平成12年より東京文化財研究所との共同研

^{4.} 森井順之「国宝及び特別史跡・臼杵磨崖仏の次期保存修理計画」(『国宝及び特別史跡臼杵磨崖仏の保存・修復に関する調査報告書』独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所刊 2011)

究で、除去時の損傷リスクが小さい紫外線照射による除去手法が開発され、平成22年より実用化した。平成26年度からは美術工芸品保存修理事業として国庫補助を受けて実施している。

(施工箇所)

■平成26年度:山王山石仏、ホキ石仏第二群第一龕、古園石仏南半分

■平成27年度:ホキ石仏第二群第一龕・第二龕、古園石仏北半分

■平成28年度:ホキ石仏第二群第一龕、ホキ石仏第二群第一龕・第四龕

■平成29年度:ホキ石仏第二群第一龕、古園石仏南半分、金剛力士像(剪定のみ)

■平成30年度:ホキ石仏第一群第二龕、古園石仏北半分

■令和元年度:ホキ石仏第二群第一龕、ホキ石仏第一群第三龕、古園石仏南半分

■令和2年度:ホキ石仏第二群第一龕、古園石仏北半分、金剛力士像(剪定のみ)

第7項 凍結被害対策応急措置

平成24年度に表層剥離が進みつつあったホキ石仏第二群第一龕中尊裳懸座部周辺において樹脂(ヒドロキシプロピルセルロース)を含浸させた和紙で補強する仮修復措置を行った。平成30年2月に発生した凍結破砕で脱落の危険性が生じた同群第一龕中尊膝部についても、同様の措置を行っている。

第2節 解決された問題点と残された問題点

第1項 雨水および地下水対策

磨崖仏の主な劣化要因として、凍結破砕・塩類風化・植物繁茂が挙げられる。磨崖仏は全体に湿潤な傾向がみられるため、これらの劣化を生じさせないために磨崖仏の岩体がもつ水分を減らすことが求められた。とくに第1期工事では、雨水浸入を防止するため、仏龕周りにコンクリート製カンチレバーおよび片流れの庇屋根を設置した。また、地下水位を下げることで仏龕あたりの含水率を低く保つため、仏龕前の排水溝整備、水平ボーリング孔の掘削を実施した。さらに、古園石仏では仏龕背後に排水トンネルを設置した。

第2期工事では更なる雨水浸入防止のため、取合部の導水溝設置、屋根面積の拡大な ど覆屋の改築を実施するとともに、仏龕下基壇整備により排水性能の向上を目指した。

地下水排水工事によりある程度までは含水率を下げることができたが、現在は高い含水率で安定している。また、ホキ石仏第二群第一龕では降雨後すぐの含水率上昇がみられた。さらに、古園石仏においてしばしば磨崖仏表面の凍結がみられ、その後の表面崩落につながるなどの劣化がみられた。

地下水については、測定結果が安定していることで一定の成果が得られたものと解釈したが、保存修理委員会でもこれ以上の制御が難しいため、現段階では更なる対策を取らないことを確認した。ただし、ホキ石仏第二群第一龕については含水率上昇要因が、雨水が表流水となって同龕南側から浸入するものであることが判明したため、第3期工事において覆屋に袖壁を設置し、現在効果を確認しているところである。

第2項 凍結破砕対策

第2期工事により、庇形状の屋根から柱を有する深屋根型の覆屋が建設され、覆屋内環境は向上したが、平成13年2月の大寒波襲来により、古園石仏、ホキ石仏第二群の広い範囲で表面の凍結が確認され、その後多くの崩落が生じた。東京文化財研究所との共同研究により、磨崖仏覆屋内の温湿度計測や風向・風速の調査が行われた結果、覆屋内は深屋根により放射冷却が生じにくいこと、気温低下の要因が覆屋外からの冷風浸入によることが判明し、その対策として覆屋開口部の一時的な閉鎖による温度制御が提案された。ホキ石仏第二群において実験的にロールカーテンを設置した結果、十分な効果が確認され、第3期工事では袖壁とシャッターを採用し、気密性の向上による、より効果的な温度制御を実施できた。現在、冬季の夜間におけるシャッター開閉の運用を実施しながら効果の検証を行っているが、現在まで磨崖仏本体の凍結は確認されていない。

第3項 着生生物繁茂対策

第3期工事で覆屋の両側面に寒冷対策として袖壁が設置されたが、これによって覆屋内に湿気がたまりやすくなり、ホキ石仏第一群第四龕では地衣類の発生、古園石仏における蘚苔類の生育にも影響を及ぼしている可能性が認められた。着生生物については定期的に除去を行うことで繁茂の抑制を行うことが有効と考える。

第4項 塩類風化対策

各群覆屋に袖壁が設置されたことで風の吹込みが抑制され、覆屋内の温湿度の急激な変動による岩体水分の湿潤と蒸発のサイクルが抑えられたことにより、塩類析出は減少傾向にある。

第5項 磨崖仏表面の剝離対策

第2期工事において、樹脂(山王山石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群:アルキル・アルコキシ・ポリシリケート、古園石仏:エチルシリケート)を用いた岩体表面の強化を行った。その後、仏体片剝離の報告件数は減ったが、ホキ石仏第二群第一龕や古園石仏など弱熔結部を中心に仏体表面の剝離が確認されている。その要因は、凍結破砕や塩類風化のほかにも、施工当時の高含水率による樹脂の浸透不足も一因として挙げられる。5

第3期工事において覆屋内の温湿度変化がさらに緩和され凍結破砕や塩類風化のリスクは 小さくなったので、対策として、専門機関との共同研究により、剝離片再接着の材料や技 法、より磨崖仏に適応性の高い樹脂の選定、樹脂含浸方法の開発、これらの施工時期の検 討を十分に行い、今後の施工を計画する必要がある。

^{5.} 早川、川野邊 (2000) 事例報告: 臼杵磨崖仏における表面樹脂処理試験、保存科学 40、pp.69-74

第IV章 今後想定される修理工事

第1節 修理の必要性および緊急性

第1項 着生生物除去

磨崖仏表面の着生生物については、放置していると著しく繁茂し、岩体の土壌化を促進して仏体表面を劣化させていくものであり、その繁茂の抑制は緊急性が高い。着生生物繁茂の抑制には定期的な除去作業が必要である。

第2項 金剛力士立像の保存対策

金剛力士立像については庇屋根があるのみのため、天候や着生生物などに起因する劣化が懸念される。また、向かって左の像については体部材が崩落しており、その復位の当否と、復位を行う場合の方法、別保存する場合の保管方法について検討する必要がある。

第3項 仏体剥離片の復位等に関する調査研究

過去の凍結剥離や着生生物の影響などによって表層などが剥離した仏体については、文 化財としての価値を後世に伝えるため、その適切な対策について調査研究を行って、剥離 片の復位を検討する必要がある。

第4項 防災対策

大型地震が発生した場合には、磨崖仏に甚大な被害を与える恐れがあるため、ロックアンカーボルトの劣化、岩塊の脱落の危険性を把握する調査を実施し、その結果危険性が認められる場合は対策を講じる必要がある。

第2節 修理計画

第1項 着生生物除去

年に一度、着生生物の繁茂力が弱くなる冬季に実施することを基本とする。

古園石仏では、十三仏については繁茂状況を確認しながら紫外線を用いた除去作業の、 毎年、龕の半分ずつの実施を基本とする。金剛力士立像は着生生物の着生状況によるが、 2年毎に草本科植物の剪定作業を行う。

山王山石仏では、藻類の発生があったときにその除去を実施しているが(平成 26 年度)、 今後も植物の着生が顕著になったと判断した場合に実施する。

ホキ石仏第一群では、第一龕の南側のシダ植物などの剪定除去のほか、各龕で藍藻類が 発生した際にその除去を実施している。今後も植物の着生が顕著となっている箇所につい て実施する。

ホキ石仏第二群では、とくに第一龕仏体下部について、紫外線を用いた除去作業を毎年 実施する。

第2項 仏体剥離片の復位等に関する調査研究

仏体剥離片の再接着を含め、岩体へのより適応性の高い材料を用いての含浸方法、およ び施工時期など仕様の検討を、専門機関と臼杵市の共同研究により行う。

第3項 防災対策

岩体の地震対策調査を実施し、地震による岩体の崩落の危険性を顕在化して、その内容を検討したうえで必要が認められた場合は危険性解消のための対策工事を実施する。

①地震対策調査

古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群において、ロックボルトアンカーのゆる みや、劣化、断裂の確認など、目視や接触による劣化調査を行う。

②岩盤劣化調査

古園石仏、山王山石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群において、調査方法を検討 した上で本計画期間内に実施する。

第4項 留意事項

保存のための調査・修理に関しては、文化庁・大分県との協議を経て施工し、必要に応じて臼杵磨崖仏保存修理委員会で検討・審議を行う。

また、保存修理を行う際は、必要に応じて現状変更許可申請を文化庁宛に行う。

第V章 防災上の課題・災害リスク

第1節 防災の現状

1) 磨崖仏本体に係るもの

①火災対策

臼杵石仏事務所職員(おもてなし観光課所属)が定期的に巡回して不審火等の発見につとめている。また観覧時間内は臼杵石仏事務所職員が巡回して線香・ろうそくの火元管理を行っているほか、磨崖仏観覧区域内を平成27年度より全面禁煙としている。

②地震対策

第2期工事の際に、地震時に脱落の恐れのある岩盤をロックボルトにより安定地盤 に固定している。

③防犯対策

磨崖仏本体へのいたずら防止のために第1期工事において各磨崖仏群に侵入防止柵を設置し、第2期工事および第3期工事においてこれを改修した。平成10年度には夜間警備を含めた警備システム整備を業務委託し、臼杵市観光課(当時)が赤外線センサーおよび各群2台ずつのデジタルビデオカメラ(動画撮影機能とともに、1時間に1回の静止画撮影機能を有する)および赤外線投光器、天井取付型立体警戒型センサーを設置した。監視カメラの画像は石仏集札所に設置されたデジタルレコーダーに記録されるとともに一次センサーが感知した異常記録は、委託警備会社の基地局に自動送信されるシステムである。防犯センサーは観覧時間外に作動し、異常があれば警備会社が臼杵市担当者に通報し、両者で状況確認の上所轄警察署に通報をする体制をとっている。

なお、現在の機器は現委託業務先が平成30年に設置したものである。

令和2年度には、この監視カメラの死角をなくし、磨崖仏に対する犯罪行為等を記録する防犯カメラシステムを導入し(防災施設設置事業・国庫補助事業)、警察の捜査等の資料、磨崖仏への損壊行為があった場合の記録資料として活用する。

2) 保存施設に係るもの

①火災対策

各磨崖仏群から半径 30 m以内の位置となる古園石仏北側脇、ホキ石仏第一群南側脇、ホキ石仏第二群脇に、消火栓と消防用ホース格納庫を設置している(図 4)。また、観覧時間中の8:30~17:00 は臼杵石仏事務所で人的監視、警備会社委託の火災報知設備および火災受信器により火災の早期発見に努めている。石仏事務所職員が常駐している観覧時間中に火災が発生した場合は、石仏事務所職員が所轄消防署に通報するとともに、石仏事務所職員が初期消火を行う。観覧時間外については、火災報知設備の異常信号の内容を警備会社警備員が確認後、消防機関に通報する。

なお、防火訓練については平成 14 年 1 月に実施したが、今後も実施して防火体制を整える必要がある。

②地震対策

第3期工事の際に、耐震診断の結果により補強が必要とされた山王山石仏覆屋の耐震 補強を行った。

③防犯対策

臼杵市おもてなし観光課が設置した前項③にある警備システムによって防犯対策を行っている。

3) 所轄署

警察署

臼杵津久見警察署(臼杵磨崖仏より 9km、通報からの所要時間約 10 分) 消防署

臼杵消防署(臼杵磨崖仏より4km、通報からの所要時間約5分)

第2節 防災上の課題

第1項 人為的な災害のリスク

1) 火災

①失火のリスク

臼杵磨崖仏では臼杵市おもてなし観光課が仏前にろうそく、線香、ライターなどを設置しており、観覧時間内に火気を使用する。また、「臼杵石仏火まつり」(8月最終土曜日開催)では、覆屋付近でかがり火を焚くため、かがり火の転倒等に備えて付近に消火器や水を入れたバケツを用意し、覆屋への引火を防ぐようにしている。

②放火のリスク

現在、前節「1)③防犯対策」に示す通りエリア内侵入監視を行っているが、夜間は機械警備のため、警報が出てから警備員が到着するまでの間に侵入者により放火される可能性は十分に考えられる。

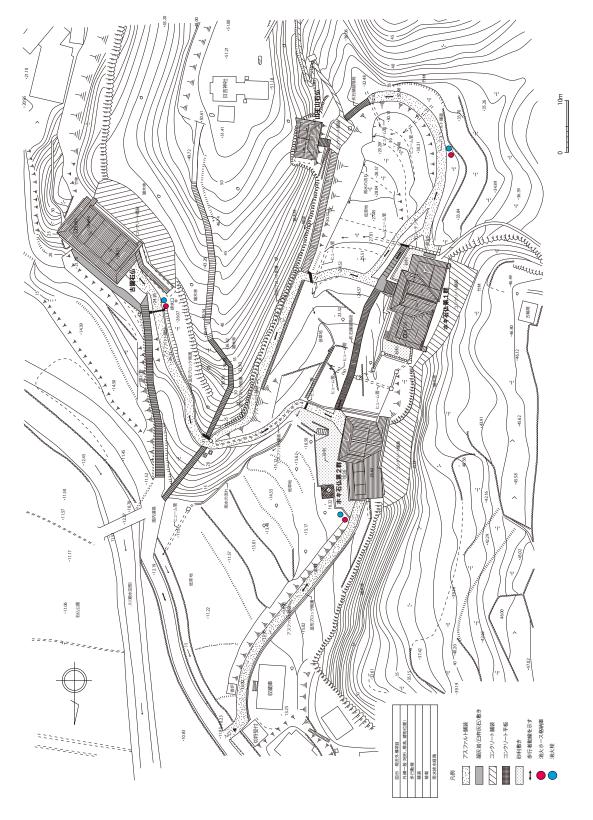
③周辺山林火災のリスク

磨崖仏覆屋周辺、特に磨崖仏背後の台地一帯には山林・竹林が存在し、枯れ木も多数 放置されている。山林火災が発生した際は延焼を止めることは困難であり、覆屋まで到 達する恐れがある。磨崖仏覆屋は鉄骨造ではあるが、表面が木材で仕上げられており延 焼する危険性が大きい。覆屋には消防機関に直接発報できる自動火災報知設備が設置さ れておらず、火災の発見に遅れが出る恐れが大きい。

こうした原因で覆屋が火災に遭った際は、磨崖仏本体にも甚大な被害が及ぶ恐れがある。

2) 防犯

観覧時間外である夜間は機械警備システムにより防犯監視を行っているが、機械警備システムで不正侵入者等の発報が行われてから警備員の到着までに被害が拡大する恐れがあることから、夜間の不正侵入防止策を検討する必要がある。



第2項 自然災害のリスク

1) 地震

磨崖仏は阿蘇熔結凝灰岩の自然崖面に彫刻されている。阿蘇熔結凝灰岩露頭は柱状節理など多数の亀裂が自然に生じており、地震による崩落の可能性が指摘されている。そのため、第2期工事においてロックアンカーボルトなどにより岩盤補強が行われている。しかしながら、岩盤補強の実施から古いもので37年が経過しており、固定金具の劣化や当時予見しなかった場所での地震時崩落の可能性が考えられる。このため岩盤については、

- ■目視による亀裂走向調査
- ■超音波診断
- ■岩盤の動態シミュレーション

などの方法により、調査を行い、リスクを明らかにしておく必要がある。

2) 風水害

臼杵磨崖仏が彫刻されている阿蘇熔結凝灰岩層は大雨の影響を受けやすい。過去の水 害の例としては昭和 28 年 7 月の集中豪雨では、ホキ石仏第一群が岩体の亀裂が拡大し てその一部が崩落したことにより、仏体も剥落・毀損を受けたこと(昭和 28 ~ 29 年 度で国庫補助により災害復旧工事を実施)がある。

水害による地盤崩落箇所は事故後に対策工事を行っているが、磨崖仏周辺は急傾斜地として常に災害リスクを負っている。第1期工事においては、磨崖仏への表流水の浸透と岩盤の崩落を防ぐ目的で磨崖仏背後の法面の鉄筋コンクリート格子による補強と表面の撥水対策および法面排水溝の整備を行った。第3期工事では覆屋との取り合い部の排水溝を1時間100mmの降雨強度に耐えうるよう改修し、法面は防水塗料でコーティングを行い、磨崖仏岩体への雨水の浸み込みを防ぐと同時に、排水溝への導水が円滑に図れるよう対処した。しかし平成26年8月の台風11号の降雨による古園石仏覆屋下法面地盤の流出にみるように、近年の豪雨災害の増加は、地下水流経路の変化にも影響を及ぼす可能性があり、これによって新たな場所で地下水による岩体亀裂の拡大等の危険性も考えられ、さらなる対策の必要性について、今後のモニタリングが必要である。

3) 保存施設に係るもの

①地震に関するリスク

建築基準法に基づく昭和56年の新耐震基準の適用がなされていない山王山石仏覆屋は耐震診断を行い、第3期工事で耐震補強を行った。古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群は新耐震基準以降の設計施工であるが、現行の構造計算基準により再計算を行った結果、強度不足となったホキ石仏第二群覆屋柱脚部の補強を第3期工事の中で行い耐震性の確保に努めた。

しかし今後起こりうる大規模な地震により、現在予見できない箇所での被害を受ける 可能性がある。

②風水害に関するリスク

風害としては平成17年には日吉社東側法面で、平成24年、27年には同東側・西

側法面で強風による大規模な倒木が起き、平成27年のケースでは古園石仏の覆屋屋根に倒壊した木が倒れこむといった被害があった。風害による倒木は覆屋屋根に被害を及ぼす可能性があるが、古園石仏・山王山石仏直上には県指定天然記念物日吉社コジイ林があり、倒木の恐れのある樹木と共生しながら覆屋の保護を行う必要がある。

水害については古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群において、覆屋背後法面排水溝の大型化と増設よる表流水排水能力の向上を第3期工事の中で図ったことで、水害に対するリスクは軽減されてきたと思われるが、最近の降水量の増大により、平成26年8月の台風11号による古園石仏前庭部の土砂崩落にみられるような災害が生じ、覆屋に甚大な被害を与える恐れがある。

4) 小動物の活動

磨崖仏周辺ではサル、シカ、イノシシ、ネコ、イタチといった哺乳類動物の活動が確認されている。第3期工事後の覆屋屋根裏で、イタチとみられる小動物の糞が多量に確認されており、小動物の活動により磨崖仏への汚損や損傷を引き起こす恐れがある。

第3節 防災対策

臼杵磨崖仏の防災対策としては、以下のことが考えられる。

第1項 人為的な災害に対して

1) 防火対策

磨崖仏を火災から守るには火気を近づけないこと、万が一火災が発生した場合の早期発見が可能な体制づくり、火災感知と同時に消防機関に通報が可能な自動火災報知設備の設置が必要である。また、定期的に防火訓練を行い、火災発生時の適切な対処の手順を確認しておく必要がある。

2) 防犯対策

磨崖仏の防犯には、磨崖仏への毀損・汚損などの行為を未然に察知してそれを行おうとする者を制止することである。観覧時間中は定時巡回と監視カメラによる防犯監視を行って、犯行に及ぼうとする者を直ちに制止するとともに、警察等にすみやかに通報できる体制や設備の設置が必要である。

第2項 自然災害に対して

1) 地震対策

今後起こりうる大規模な地震により想定される磨崖仏の被害は、震動による岩体の脱落と覆屋倒壊による損壊である。これらを防ぐためには岩体の脱落防止策と覆屋の耐震 基準への適合性の保持をはかることが必要である。

2) その他の防災対策

①覆屋に関すること

最近の台風の大型化など気象状況の変化により、臼杵磨崖仏周辺で強風が吹く機会が増え、磨崖仏周辺の樹木倒木被害が相次いでいる。風害による倒木等により覆屋が破損

した場合は磨崖仏の安全を図るために緊急に修理を行うこととし、古園石仏については その直上の県指定天然記念物日吉社コジイ林の風害による倒木防止のための措置を大分 県文化課と検討する。

②排水施設に関すること

最近の気象状況の変化によって雨量の増大が著しくなっており、排水設備のメンテナンスを定期的に行って常時排水の円滑性を保てるようにしておく必要がある。また、今後雨量が、現在の排水施設の想定排水容量 100mm (時間雨量) を超える状況が続く場合は、調査を行い、排水設備の改修について検討する。

3) 保存環境観測

磨崖仏は覆屋の設置を行っているとはいえ、半露天環境にあり、最近全国的に風水害の規模が大きくなっており、各地で甚大な被害をもたらしている。こうした自然災害に対応するために、気象状況や磨崖仏周囲の保存環境測定を継続し、そのデータを年単位で臼杵市が解析を行い、自然災害対策を検討していくことを喫緊の対応とする。

4) 小動物対策

小動物の覆屋天井裏内への侵入を防ぐため、天井と岩体の隙間部分の改修を行う。

第VI章 今後の管理計画

第1節 保存管理の現状

第1項 管理の体制

臼杵市は、「文化財保護法」および臼杵市の例規である「臼杵磨崖仏管理条例」(参考資料 pp.71-73)、「臼杵石仏観覧条例」(参考資料 pp.76-77)、「臼杵石仏観覧条例施行規則」(参考資料 pp.78-79) に基づき、国宝・特別史跡臼杵磨崖仏の管理及び公開を行っている。また、臼杵磨崖仏の管理・運営に関する諮問機関として「臼杵磨崖仏管理条例」に基づき臼杵磨崖仏管理に関して臼杵市教育委員会の諮問に応じる「臼杵磨崖仏管理委員会」、「臼杵石仏管理運営委員会条例」(参考資料 p.80) に基づき臼杵磨崖仏の観光運営に関して臼杵市長の諮問に応じる「臼杵石仏管理運営委員会」がある。

現在、国宝・特別史跡指定範囲およびこの保存施設については臼杵市教育委員会文化・ 文化財課が管理しているが、覆屋内の見学フロアの清掃や防犯設備の設置は臼杵市おもて なし観光課が行い、これを管理している。

文化・文化財課では日常的な管理業務として、剥落仏体片の採取と保管、覆屋周辺の側溝や排水溝の清掃、冬季のシャッター開閉、専門業者に委託して実施している磨崖仏劣化監視モニタリング(本節第9項参照)と防犯カメラデータの採取を行っている。モニタリングによる取得データは、委託業者による解析の上報告書とともに提出され、文化・文化財課で内容確認を行った後、温湿度データ、モニタリングの際の観察写真、観察チェックシートをデジタルデータで文化・文化財課のデータサーバーにて保管しているほか、紙媒体でのモニタリング報告書は原本綴りを臼杵市文化財管理センターにて保管している。これらは文化・文化財課の責任で管理している。

おもてなし観光課は臼杵磨崖仏入場者からの観覧料徴収、磨崖仏ガイドの手配、磨崖仏各群の定期巡回、ろうそく等の火元管理を業務とする「臼杵石仏事務所」を臼杵磨崖仏付近に設置しており、「臼杵石仏観覧条例施行規則」(参考資料 pp.78-79)による夏季(4月~9月)の午前6時~午後7時、冬季(10月~3月)の午前6時~午後6時の観覧時間中は、この事務所の職員が覆屋内の防犯・防災定期巡回にあたっている。

第2項 仏体凍結防止対策

冬季の寒冷時における磨崖仏の凍結を防ぐためシャッターを古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群覆屋に取り付けている。冬季はシャッターを気温の低下が始まる 17 時に閉め、翌朝9時に開け、その際外気温が零度未満の場合は零度以上になるまで閉鎖を続けているが、シャッター開閉時間を臼杵市の例規で明確に定めておく必要がある。また、冬季以外の期間についても専門業者に委託してシャッターの作動点検を週1回行っている。

第3項 排水設備

各磨崖仏群の排水設備の点検を兼ねた清掃を、通常は2か月に一度、台風の到来時期 は月に1~2回程度実施している。

第4項 防火対策

覆屋は耐火構造ではなく、警備会社への火災通報が行える火災報知設備は設置している ものの、直接消防機関に発報が可能な自動火災報知設備、消火器が設置されていないこと から、火災時には消防機関への通報が遅れて延焼が進み、磨崖仏に熱破砕など修復不可能 な損傷を与える可能性が高い。防火訓練は平成14年に実施して以降、行っていない。

第5項 防犯対策

観覧時間内は監視カメラ画像の確認と巡回を臼杵石仏事務所職員が担当し、犯罪行為等の抑止に努め、観覧時間外は機械警備による防犯管理を行っている。監視カメラと連動した機械警備システムは平成10年に設置したが、監視カメラの死角が多かった。このため、既存の機械警備システムの機能をそのまま活かしつつ、新たに磨崖仏全軀を画角に収めることのできる防犯監視カメラシステムを令和2年度に整備した。

第6項 地震対策

覆屋の耐震対策として、第3期工事により山王山石仏覆屋におけるブレース追加設置 等の構造補強、ホキ石仏第二群覆屋における柱脚の補強を行った。

第7項 突発的な災害に対する対応

台風による磨崖仏周辺の土砂崩落などの突発的災害については、発生時点からは遅れる ものの天候の回復直後に文化・文化財課担当職員が被害確認を行い、被害のあった場合は 現場から箇所、規模、推定される発生時刻等を文化庁担当官・大分県文化課担当者に電話 にて通報し、詳細については速やかにメールにて状況写真を添えて報告するようにしてい る。

第8項 小動物対策

磨崖仏周辺で活動が確認されているイタチとみられる小動物の糞によって古園石仏、ホ キ石仏第一群の覆屋天井裏が汚損されており、定期的に糞の除去を行っている。

第9項 取得データの管理と活用

平成12年度から平成22年度に実施した東京文化財研究所と臼杵市の共同研究により、 磨崖仏の文化財としての管理方法で所有者(臼杵市)によるモニタリングが継続的に行われ、異常の早期発見及び対策を行うことが求められた。これは磨崖仏表面の監視データ、 気象データ、モニタリング記録を採取し、臼杵市が適切な方法で管理して磨崖仏保存対策に活用する体制をとり、将来の保存修理・保存環境整備を行って磨崖仏の保存維持をはかるためである。臼杵市では磨崖仏の保存状況を定期的に観察し記録するモニタリングを委託業務にて平成29年度から週3回実施して、着生生物の繁茂状況・塩類析出・凍結等のチェック、温湿度データ採取、保存状況写真の撮影記録、保存状況チェックを行い、今後 の修理計画に反映している。

気象データについては、平成13年度に東京文化財研究所が気象ステーションを設置し、 同所職員がデータ回収を行っていたが、令和2年度に臼杵市に移管され、委託業務にて データ回収とその管理にあたっている。

仏体表面の劣化監視カメラ画像データは、文化・文化財課担当職員がデータ回収を行っていたが、平成29年度よりモニタリング委託業者がモニタリング時にデータ回収を行い、文化・文化財課職員がそれを受け取って臼杵市文化・文化財課のデータサーバーに格納して管理している。

これらのデータは、磨崖仏の現在までの保存対策についての効果を検証し、今後の望ましい保存管理の方法を立案・実施するための基礎データとして活用している。

第2節 保存管理の課題

第1項 管理の体制

磨崖仏の管理体制は、観光施設としての管理をおもてなし観光課が、文化財としての管理を文化・文化財課が行なう2部局体制である。おもてなし観光課は多くの観光客に磨崖仏を鑑賞してもらうため、観覧時間を本章第1節第1項に記したように夏季(4月~9月)午前6時~午後7時、冬季(10月~3月)午前6時~午後6時の時間帯で設定しているが、教育委員会所管の「臼杵磨崖仏管理条例」で定める観覧時間は夏季(4月~9月)午前7時~午後8時、冬季(10月~3月)午前8時~午後6時となっている。文化財の保存管理の面からすると、冬季には磨崖仏凍結防止の観点から覆屋のシャッターを閉じることがあるため早朝から観覧を行うことができないことがある。磨崖仏の良好な保存環境形成のためにもこの違いを整合させ、磨崖仏の保存管理に適した公開活用が行える観覧時間の設定を行う必要がある。

また、「臼杵磨崖仏管理委員会」と「臼杵石仏管理運営委員会」は近年開催されていない。 臼杵磨崖仏の適切な保存活用をはかるために、「臼杵磨崖仏管理委員会」と「臼杵石仏管 理運営委員会」の統合をはかり、磨崖仏の保存管理に関する情報を共有するために定期的 な開催を行う体制整備が必要である。

第2項 仏体凍結防止対策

最近の気温データの解析から、シャッターを開けるタイミングは、気温の確実な上昇時間である午前9時以降が望ましいことが判明しているので、現在、おもてなし観光課と協議して冬季の開放時間を運用において午前9時とし、また、9時以降も覆屋外気温が零下である場合はシャッターを開放していないが、仏体凍結防止のためのシャッターの運用と、これに伴う観覧時間の見直しを検討する必要がある。

第3項 排水設備

各覆屋背面に設置されている排水溝の点検回数では落葉・塵埃の堆積の確認が遅れ、こ

れらが除去できていないことによるによる排水機能の低下が懸念される。

また、気象観測ステーションでの雨量データを管理計画に活用する体制が確立しておらず、雨量データの採取から解析を行う体制を整え、雨水排水等の設備の見直しを行う基礎データとする必要がある。

第4項 防火対策

覆屋は耐火構造ではなく、火災時には延燃焼時間が長ければ長いほど、磨崖仏に熱破砕など修復不可能な損傷を与える可能性が高くなるので、一刻も早く鎮火させなければならない。

現状では火災報知は警備会社を経由しており、消防機関に即時通報ができるシステムが構築されておらず、火災発生後の初期消火設備も整っていない。火災発生の際に、即時に消防機関に通報し、初期消火にあたることのできる体制を整えるとともに、火勢を極力抑え、磨崖仏に高熱を受けさせないための対策を講じる必要がある。また、出火時のいち早い対応を行う体制を維持するために、通報から消火までの手順を確認する防火訓練を行う。

第5項 防犯対策

不正侵入者による磨崖仏への汚損や毀損等、犯罪行為を未然に防ぐ必要性、緊急性は高く、そのために観覧時間中における巡視と監視カメラの注視を強化するとともに、警備が 手薄になる夜間にシャッターを閉めるなどの対応を検討する必要がある

文化財の防犯及び被害箇所の把握を目的として令和2年度には新たに防犯カメラシステムを整備した。19箇所の防犯カメラは1時間毎の静止画間欠撮影と動画撮影が可能で、取得データについては、静止画像は1年、動画データは1週間分、現地のサーバーでそれぞれ保存が可能である。将来的には画像の解像度やカメラの増設によるデータ量の増大を考慮し、現地に専用のサーバーを増設することも検討する。

また、高解像度の防犯カメラは数ミリメートルの剥落箇所を特定できるなど、磨崖仏劣 化観察にも応用できるため、平常時よりデータを保存し、磨崖仏表面のモニタリングにも 活用する。

第6項 地震対策

定期的に覆屋および法面の点検を行い、地震が発生した際に破損する可能性のある箇所を把握し、修理・修繕に努める必要がある。

第7項 突発的な災害に対する対応

地元住民等が初期段階で被災を確認した場合は、災害の原因となる天候の回復を待って 文化・文化財担当職員が現地状況を確認し、大分県文化課担当者、文化庁担当官に本章3 節1項のとおり報告し、被害拡大防止策を講じる必要がある。

第8項 小動物対策

専門機関の協力を得て、覆屋天井の岩体との隙間部分の改修を行うなど、覆屋内への小動物の侵入対策調査を行い、侵入防止対策を講じる必要がある。

第9項 取得データの管理と活用

磨崖仏は、日々劣化が進行しているので、週3日程度の頻度で劣化状況を把握するモニタリング調査と、その要因を究明するために必要な気象観測データ、防犯カメラを応用した磨崖仏表面状況画像データの採取を行う。採取したデータは、専門機関と共同して劣化要因の解明や対策を講じることができるように紙媒体とデジタルデータで保存管理し、臼杵磨崖仏保存活用計画の更新や今後の磨崖仏本体の修理や保存環境対策立案の基礎データとして活用できる環境を整える必要がある。現状では、モニタリングデータの外部への報告は行われておらず、今後磨崖仏の適切な保存管理を行っていく上でも、文化庁と相談しながら専門機関にこのデータを送付して調査に対する助言を求めるほか、年度ごとに総括報告書を作成して文化庁・大分県に送付し、調査と管理体制の指導を受ける必要がある。また、臼杵市以外の研究者・研究機関が臼杵磨崖仏保存対策に関する調査・研究を行った際は、その成果を臼杵市で活用できるようにする。

第3節 計画期間中に行う管理事業

第1項 管理の体制

1) 管理組織体制

臼杵磨崖仏の保存を第一とした活用方法を講じるために、「臼杵磨崖仏管理条例」と「臼杵石仏観覧条例」を整合させることを検討し、文化・文化財課とおもてなし観光課が共通理解のもとで適切な臼杵磨崖仏の保存活用が行える体制を整える。これによって、「臼杵磨崖仏管理委員会」、「臼杵石仏管理運営委員会」の統合と定期開催を行うとともに、臼杵市庁内で文化・文化財課、学校教育課、社会教育課、おもてなし観光課による連絡会議を定期的に開催し、情報共有と相互の連携をはかる。また、文化・文化財課に臼杵磨崖仏保存管理、保存対策調査・研究に専従する職員を配置する。

2) 防災体制

臼杵磨崖仏において災害が発生した場合は、文化・文化財課から建設課、都市デザイン課、おもてなし観光課に報告し、相互で連携しながら対処を行う。

第2項 仏体凍結防止対策

外気温が零下となる場合がある11月から3月の間は、午後5時から翌日の午前9時の間 覆屋のシャッターを毎日閉めることとする。また、午前9時を経過しても外気温が零下で ある場合はシャッターを開放しない。また、週に一度シャッターの開閉点検を行う。

第3項 排水設備

土砂崩落の原因となる排水不良を防ぐため、通常から排水設備の適切な維持・点検・管理に努め、有事の際に防災施設が十分に機能するよう努める。

また、今後の降水量の推移を観測しながら、降雨量が増大する傾向にある場合は、排水 計画の見直しを行い、排水設備の改修を行う。

第4項 防火対策

磨崖仏各群覆屋に、火災時に直接消防機関に発報が可能な自動火災報知設備の設置を行うほか、覆屋内に消火器を設置するとともに消火栓を保守点検する等の対策を行う。また毎年防火訓練を実施し、消防機関と文化・文化財課、おもてなし観光課、地元関係者で初期消火や適切な避難誘導など出火時の対応手順を確認する。

第5項 防犯対策

観覧時間外の防犯のために、古園石仏、ホキ石仏第一群、ホキ石仏第二群に取り付けたシャッターの活用を検討する。ただしシャッター閉鎖時の環境の変化には留意する。山王山石仏については、覆屋入り口に可動柵を設けて観覧時間外に閉鎖することを検討する。

第6項 地震対策

覆屋の耐震性は現在の耐震基準に適合しているが、将来的に建物自体の劣化による強度 不足や耐震基準の見直しなどの場合は、覆屋の更新を検討する。

第7項 突発的な災害に対する対応

磨崖仏周辺で災害が発生した場合、地元住民からの通報を文化・文化財課担当職員が受け、安全確保が可能な場合は担当者が直ちに現地確認を行い状況把握と被害拡大防止対策を可能な限り行い、速やかに関係者・関係機関に通報する。

第8項 小動物対策

専門機関の協力を得て小動物侵入防止対策の調査を行い、覆屋の改修などの対策を行う。

第9項 取得データの管理と活用

臼杵磨崖仏を適切に保存・管理するため、仏体のモニタリング、気象観測調査を文化・ 文化財課で行うほか、仏体の修復および保存環境制御に関する調査・研究を専門機関と共 同で行う。

モニタリングで得られたデジタルデータは、現在は文化・文化財課共有サーバーで保存 しているが、今後のデータの増加やセキュリティ性の向上、災害対策として、新たに臼杵 磨崖仏保存管理専用サーバーを野津庁舎に設置して一括管理を行う。

第10項 留意事項

管理施設(設備)の設置やその運用を計画・実施するにあたっては、文化庁・大分県との協議を経て臼杵磨崖仏保存修理委員会の検討・審議により承認を受ける。

臼杵磨崖仏において災害や犯罪行為の発生を確認した場合は、臼杵市おもてなし観光課 担当者が直ちに所轄消防署ともしくは所轄警察署、および文化·文化財課担当者に通報し、 文化・文化財課担当者は速やかに文化庁担当官、大分県担当者に直接電話連絡する。

第VII章 活用

第1節 活用の現況

第1項 公開履歴等

1) おもてなし観光課所管事業

臼杵磨崖仏は「国宝臼杵石仏」という名称の観光施設として、災害や保存対策工事の際を除いて、年間を通して公開されている。「臼杵石仏観覧条例」および「臼杵石仏観覧条例施行規則」により有料公開とし、公開時間は4月1日から9月30日までが午前6時~午後7時、10月1日から3月31日までが午前6時~午後6時としている。観覧受付はホキ石仏第二群の北側約100mに位置する「臼杵石仏事務所」で発券し、同石仏群北約50mの位置にある集札所において半券の受領を行っている。観覧券の発券の際に、おもてなし観光課が作成した臼杵磨崖仏の解説パンフレットを配付している。平成14年度から成人の磨崖仏ガイドボランティア養成を始めており、現在19名がガイドとして在籍している。

また、観光目的の特別公開(無料公開)として、臼杵石仏火まつり(毎年8月最終土曜日)、年越し法要(毎年12月31日)がある。臼杵石仏火まつりは江戸時代の虫送り行事から発展したもので、日没後に磨崖仏観覧園路と、磨崖仏東側に広がる臼杵石仏公園一帯に竹ぼんぼりを灯して来訪者に観覧してもらうイベントである。年越し法要は日中に臼杵市仏教会による法要を行って、年越しの時間帯に磨崖仏の観覧が行えるものである。

2) 文化・文化財課所管事業

平成22年度から着生生物除去作業と併せて、年に3回侵入防止柵の内側(仏体側)に足場を設置して特別公開を実施している。

平成27年度から市内の小中学生を対象とした磨崖仏ガイド養成を行っている。

第2項 公開以外の活用履歴

1) おもてなし観光課所管事業

令和2年度から磨崖仏各尊像の図像と解説の付されたカードや、月ごとに1種類ずつ、磨崖仏各尊像名をあしらった御朱印札を作成し販売している。また、磨崖仏観光PRのための情報提供を行っている。

2) 文化·文化財課所管事業

専門機関や学術研究者による磨崖仏の美術工芸品および保存対策に関する調査・研究 について、磨崖仏の撮影、観測機器の設置と観測データ採取、資料提供などの協力を行っている。また、学術研究書に掲載する磨崖仏画像の提供を行っている。

第2節 活用の方向性

第1項 活用の基本方針

1)活用に関する業務分担

①文化·文化財課

文化・文化財課は「文化財保護法」により、文化財としての臼杵磨崖仏の修理と保存 状態の観察および記録、保存施設の設置及びこれらの管理といった保存対策・管理を行 っている。

②おもてなし観光課

おもてなし観光課は「臼杵石仏観覧条例」・「臼杵石仏観覧条例施行規則」により磨崖 仏の観覧時間の設定、観覧料の設定と徴収、磨崖仏観覧スペースおよび観覧道の防犯・ 防火管理を担当している。また、磨崖仏を素材にした観光グッズの企画・製作を行って いる。

2) 活用の方向性

臼杵磨崖仏の活用については、文化財としての活用と観光資源としての活用があり、いずれも文化財としての保存を優先させ、それに影響のない範囲で行うべきものである。また、臼杵磨崖仏は本市のイメージ形成にも大きく貢献していることから、その歴史的価値や文化財としての価値を損ねることのないような活用を行うことが課題であり、文化・文化財課とおもてなし観光課が、社会教育課、学校教育課等と協働して臼杵磨崖仏の教育面、観光面の活用を行っていく必要がある。特におもてなし観光課と文化・文化財課の密な協力体制を形成する。

第2項 文化財としての活用

臼杵磨崖仏の美術工芸品としての価値を、学術的調査・研究で得られたことをわかりやすく伝えることのできる広報・周知活動を活発に行い、歴史教材として学校教育・社会教育に活かしていく。これによって臼杵市民が臼杵磨崖仏によりいっそう親しみを感じつつ、その保存管理の大切さを知る機会を設ける。

また、臼杵磨崖仏は本市のキャッチフレーズである「歴史と文化の薫るまち 臼杵」を象徴する文化財である。本市の多彩な歴史を市民が共有しつつ、臼杵磨崖仏を郷土史の学習活動、絵画・写真などの芸術的創作活動の場、憩いの場とするなど、市民がより豊かな文化的生活を送ることができるまちづくりを行う資源として活用し、市民の定住、移住者の増加をはかる。

第3項 観光資源としての活用

全国に周知された観光地であり、年間10万人(令和元年)の観光客を集める。訪れた人が文化財としての魅力をより一層感じられるような情報発信を行う。

また、人的・物的なガイドの充実により、現地で磨崖仏の魅力を十分に感じられるよう にする。

第3節 活用の方法

計画期間内に、以下の実施と検討を行う。

第1項 磨崖仏の学術調査・研究協力について

臼杵市が臼杵磨崖仏の所有者として適切な活用を行っていくためには、保存・管理のための学術的調査・研究は不可欠であり、臼杵市独自で、あるいは学術研究機関と共同もしくはこれに協力して積極的に取り組む必要がある。臼杵市はこうした調査・研究の成果を本節第2項・同第3項に記する臼杵磨崖仏の活用に反映させる。

1) 臼杵市主体の臼杵磨崖仏保存活用調査・研究

現在臼杵市が蓄積している臼杵磨崖仏劣化状況モニタリング、気象観測等のデータは、今後の臼杵磨崖仏の保存対策を行うために文化・文化財課とおもてなし観光課で共有をはかり、観覧の方法や制限を双方で協議できるようにはかる。

2) 学術研究機関への協力

磨崖仏の文化財としての、およびその保存・管理に関する学術調査・研究への協力に関しては、学術研究機関およびそれに属する研究者(以下、「研究実施者」)に対して行うものとする。

磨崖仏の学術調査・研究協力については、研究実施者が事前に臼杵市に調査・研究実施計画書を提出し、臼杵市は大分県担当者・文化庁担当官と必要に応じて、協力実施について協議する。実施にあたっては臼杵市と研究実施者で覚書を交わして行う。現地調査については臼杵市担当職員が立ち会う。また、研究実施者は調査・研究の終了後に報告書を作成し、臼杵市あてに提出する。

臼杵市が独自で、あるいは外部の研究実施者との共同で行った調査・研究の実施状況は現地説明会を開くなどして市民に公開する機会を設け、市民が臼杵磨崖仏の保存対策への理解を深めるようはかる。

また、磨崖仏の学術調査・研究によって得られた成果については、市の広報紙、ホームページで広報するほか、講演会・シンポジウムなどを開催し、市民が臼杵磨崖仏の保存についての正しい理解を得て、そのうえで望ましい活用のありかたを討論する機会とする。

第2項 歴史教材への活用

現在までの臼杵磨崖仏保存対策の成果や調査研究データ、本節第1項で記した学術的 調査・研究によって得られた成果を、可能な範囲で市民のさまざまな学習機会で紹介でき る教材を作成する。これらの学習機会によって、市民が臼杵磨崖仏を保存していくことへ の理解やその意識を深めていくようにする。

1) 磨崖仏ガイドブックの作成

臼杵磨崖仏の文化財としての価値を、その歴史背景とともにわかりやすく解説するガイドブックを作成し市内小中高等学校や希望する市民に配布するとともに、磨崖仏ガイド(成人・小中学生)の教本として活用する。

2) 学校教育・社会教育での学習活動

学校教育課と連携し、市内小中高生の歴史学習・郷土史学習の一環で、ガイドブックを使用しながら臼杵磨崖仏とその造立背景についての学習機会を、出前授業や現地学習などにより設ける。また、社会教育課と連携し、現地もしくは社会教育施設等でガイドブックを活用した生涯学習講座を開催し、よりよい臼杵磨崖仏保存活用のありかたを模索する機会とする。

第3項 観光資源としての活用

1) 磨崖仏鑑賞システムの設置検討

観覧者が磨崖仏に接近することなく遠隔操作カメラで様々な角度から磨崖仏を映し、 モニターで磨崖仏の多方向からの鑑賞が行えるようなシステムの整備を検討する。

- 2) ARシステム等による磨崖仏旧状再現画像作成の検討 現地で磨崖仏の造立当初の状況(色彩の復元など)を、ARシステム等により見せる ことを検討する。
- 3) 磨崖仏ガイドの養成

磨崖仏ガイド(成人・小中学生)に磨崖仏ガイドブックの内容に沿った講習会を定期 的に行い、学術的に正確な情報に沿いながらわかりやすく見学者に案内ができるような 教育活動を行う。

4) グッズの作成

市外での観光 PR イベントの際に、美術工芸品としての臼杵磨崖仏に関する解説印刷物をキャラクターグッズや臼杵磨崖仏フィギュアなどととともに配布し、親しみやすい周知・広報に努める。

第4項 留意事項

- 1) 学術調査・研究および教育普及に関わる写真・映像等の撮影・掲載・公開 学術調査・研究および教育普及に関わる写真・映像等の撮影・掲載・公開については、 臼杵市以外の者がこれを行うとき、「臼杵市歴史資料等の取扱い及び購入に関する規則 第8条の規定により、臼杵市教育長宛に特別利用許可申請書(様式第8号)を提出の 上許可を得、同規則9条の規定に従って撮影・掲載・公開を行わなければならない。
- 2) 学術調査・研究以外での写真・映像等の撮影・掲載・公開 学術調査・研究以外での写真・映像等の撮影・掲載・公開については、その依頼を受 けた臼杵市の各部局が文化・文化財課と協議し、方法等に問題がなければ実施するもの とする。
- 3) 撮影の方法に関する事前協議

写真・映像等の撮影については、学術目的、それ以外の目的を問わず、機材・人員が 覆屋内の侵入防止柵の内側を越えて実施する場合、文化・文化財課は大分県・文化庁と 協議のうえ実施を許可する。

第四章 その他

第1節 現状変更等

修理・修復以外の目的で美術工芸品の指定範囲を現状変更することは許可しない。

特別史跡指定範囲を現状変更しようとする場合は、特別史跡の現状変更行為にあたるので臼杵市教育委員会文化・文化財課との事前協議を必要とし、要すれば文化庁に申請して許可を得る。

観覧区域内で航空法の適用の有無にかかわらず、無人飛行機等の飛行は臼杵市教育委員会、おもてなし観光課、建設課への届出と許可を必要とする。

第2節 計画期間

計画期間は、令和3年度より令和12年度までの10か年とする。

第3節 その他

第1項 文化財保存活用地域計画

「臼杵市文化財保存活用地域計画」の策定を令和4年度に行う。国宝臼杵磨崖仏保存活用計画の上位計画とする。

第2項 特別史跡臼杵磨崖仏保存活用計画

令和5年度に策定を行う。国宝臼杵磨崖仏保存活用計画とともに臼杵市文化財保存活 用地域計画を上位計画とする。

第IX章 臼杵磨崖仏の保存管理についての長期的展望 一むすびにかえて

いうまでもなく臼杵磨崖仏は、過去、ここに存在した人々から後世の人々に託された、極めて優れた仏教遺産である。仏像を岩盤に彫るという行為は、「末法思想の普及に伴い、弥勒出世の時まで像が伝えられるよう特に堅牢な材質としての石に造像が行われていたという側面」6を持つものであり、本市が我が国を代表する磨崖仏である臼杵磨崖仏の所有者の責任として、その保存を行う意義は、まさに当時の人々がこの磨崖仏を未来に向けて制作したことにあるといえよう。

この磨崖仏を「弥勒出世の時まで像が伝えられるよう」に制作した当時の歴史的背景や人々の想いや考えをできる限り正しく後世に伝えるということは、臼杵磨崖仏の像容を適切な管理によって現状を保存していくということである。そのためにも現代に生きる臼杵市民が一丸となってこの優れた臼杵磨崖仏を後世に伝えていく意識を形成し、その歴史的価値をわかりやすく市民に伝えていくことが肝要である。

本計画書ではおおむね 10 年の間に臼杵市が行う臼杵磨崖仏の保存活用の方向性や具体的な方策について記載したが、本市が長期にわたり臼杵磨崖仏の保存と活用のバランスが取れた施策を行うためには、以下の対策を行う必要性を考える。

1) 管理の体制

臼杵磨崖仏の保存と活用の両立を図るため、観光部局の磨崖仏担当部門と文化財保護部局を統合させ一体的に管理運営することを検討する。

2) 凍結防止対策

磨崖仏の保存環境調査を継続し、覆屋内外の温度変化に関する解析を行って、必要に 応じて将来の覆屋の改修・改築時に凍結防止対策設備の設置を行う。

3) 排水設備

磨崖仏の保存環境調査を継続し、降雨量に関する解析を行って、必要に応じて磨崖仏 周辺一帯の排水計画を策定して排水対策工事を行う。

4) 防火対策

覆屋内で火気を用いないよう、現在覆屋内で観覧者が使用するろうそく・線香に代わる素材の導入を行う。また、覆屋火災時に磨崖仏に損傷を与えずに消火できる設備を設置する。

5) 防犯対策

石仏事務所を現位置から、磨崖仏に近く各群がおおよそ見渡せる位置に移動させ、巡回などの防犯監視が効果的・効率的にできるように図る。

^{6.} 奥健夫「日本における石仏の指定と維持管理の現状」(『国宝及び特別史跡臼杵磨崖仏の保存・修復に関する調査報告書』 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所刊 2011)

6) 地震対策

覆屋の改築とともに、ロックアンカーボルトの劣化状況によってはその更新等を行って岩体脱落対策を行う。

7) 突発的な災害に対する対応

風水害・凍害・火災を含め、突発的な災害が発生した際に、磨崖仏の異常を検知して 担当職員に自動通報できるシステムの導入を検討する。

8) 小動物対策

磨崖仏を傷める恐れのある小動物の覆屋内侵入防止対策調査・研究を継続して行い、 磨崖仏の保存管理と周辺の生態系との調和のとれた小動物対策を検討する。

9) 取得データの管理と活用

臼杵市が磨崖仏保存環境観測データを研究者・研究機関に公開できるシステムを整備 して、磨崖仏保存対策の状況の周知と他の文化財保存管理への活用の促進をはかる。

10) 臼杵磨崖仏の調査・研究の継続と成果の公開

臼杵磨崖仏の歴史的価値を永久に損ねないよう、専門研究機関および専門研究者と連携を図りながら文化財としての調査・研究を継続し、その成果をわかりやすく一般市民に伝えていくようにする。

11) 臼杵磨崖仏ガイダンス施設の整備

臼杵磨崖仏の美術工芸品としての価値や歴史的背景を、臼杵市民や観光客にわかりやすく情報発信できるガイダンス施設を整備する。

12) 市民ボランティアパトロール制度の設置

臼杵磨崖仏の保存活用に関心のある臼杵市民による、臼杵磨崖仏の防犯・防火・災害 被災等の異常発見パトロールを行うボランティアを立ち上げ、パトロール実施にあたる。

臼杵磨崖仏は天然の岩盤に彫刻されているものである以上、自然作用による劣化は不可避なものでもあり、我々が保存管理対策として出来ることは、その劣化の進度を遅延させつつ、後世に伝えていくことであると考える。また、防犯・防火に努め、人的要因で磨崖仏を損傷することは、最大限の措置をもってこれを避けねばならない。

本市は臼杵磨崖仏の所有者として、本計画書に基づいて、国民共有の財産である臼杵磨 崖仏を適切な保存管理対策の実施のもとで、有効な活用を行っていきたい。

【参考資料】

○臼杵市文化財保護条例

平成17年1月1日

条例第 208 号

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 市指定有形文化財 (第4条~第21条)
- 第3章 市指定無形文化財 (第22条~第27条)
- 第4章 市指定民俗文化財 (第28条~第35条)
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物 (第36条~第41条)
- 第6章 市登録文化財 (第42条~第55条)
- 第7章 市選定保存技術 (第56条~第60条)
- 第8章 文化財調査委員会 (第61条~第68条)
- 第9章 雑則 (第69条)
- 第10章 罰則 (第70条~第73条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び大分県文化財保護条例(昭和30年大分県条例第12号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で臼杵市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値のあるもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値のある歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値のあるもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習又は民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「無形民俗文化財」という。)
- (4) 前号に掲げる風俗慣習又は民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「有形民俗文化財」という。)
- (5) 城跡、古墳、塚、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値のあるもの(以下「史跡」

という。)

- (6) 庭園、橋梁、峡谷その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値のあるもの(以下「名勝」という。)
- (7) 動物及び植物(自生地を含む。)で学術上価値のあるもの(以下「天然記念物」という。)
- (8) 文化財のうち法並びに県条例及びこの条例の規定により指定された文化財以外の文化財で歴史的、文化的に価値あるものとして登録したもの(以下「登録文化財」という。) (財産権等の尊重及び他の公益との調整)
- 第3条 臼杵市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、 関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に 留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財 (法及び県条例の規定により指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを臼杵市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ第61条に規定する 臼杵市文化財調査委員会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び占有者に通知してする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から7日を経た日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- 第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の 事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法及び県条例の規定による指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会規則及び教育委員会 の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり、当該市 指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任すること ができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を 教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更 したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(標識等の設置)

第8条 市指定有形文化財の所有者(第6条第2項の規定により選任された管理責任者がある場合はその者)は、教育委員会規則の定める基準により市指定有形文化財の管理に必要な標識、説明板、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(滅失、き損等)

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

(修理)

第11条 市指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担 に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるた め、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第13条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第14条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、 き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理 責任者に対し管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告するこ とができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。 3 前 2 項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の
- 範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第12条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第15条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第12条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は 費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除 して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲 渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り 捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更の制限等)

第16条 市指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出て許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保

存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現 状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第17条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第14条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に 係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

- 第18条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会その他公共団体の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品し、又は公開することを勧告することができる。
- 2 前項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、所有者に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員 のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。 (公開物件の管理)

第19条 教育委員会は、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があった場合には、市指定有形文化財の管理に関

し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

(調査)

第20条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第21条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文 化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者 の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第22条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを臼杵市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ第61条に規定する臼杵市文化財調査委員会に諮問しなければならない。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知してする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。 (解除)

第23条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。
- 5 市指定無形文化財について法及び県条例の規定による指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定無形文化財の

保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき (消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。) は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他当該市指定無 形文化財の保持上影響を及ぼす事由が保持者に生じたときは、保持者又はその相続人は、 速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在 地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者(保持団体 が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市 指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置をと ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当 と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第12条第2項及び第13条の規定を 準用する。

(公開)

第26条 教育委員会は、教育委員会その他公共団体の行う公開の用に供するため、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定により市指定無形文化財の公開には、第18条第3項の規定を準用する。
- 3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第12条第2項及び第13条の規定を 準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第27条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 第4章 市指定民俗文化財

(指定)

第28条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを臼杵市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを臼杵市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項まで の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財には、第22条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

- 第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は 市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委 員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第23条第4項の規定 を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法及び県条例の規定による 指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解 除されたものとする。
- 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の 規定を準用する。
- 7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その 旨を告示しなければならない。

(保護)

- 第30条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届 出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。 (準用)

第31条 第6条から第15条まで、第18条から第21条までの規定は、市指定有形民 俗文化財について準用する。

(保存)

- 第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、 市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとるこ とができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に 要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第12条第2項及び第13条の規定を 準用する。

(公開)

第33条 教育委員会は、教育委員会その他公共団体の行う公開の用に供するため、市指

定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第26条第2項及び第3項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第34条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第35条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には、第22条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第12条第2項及び第13条の規定 を準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第36条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法及び県条例の規定により指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを臼杵市指定史跡、臼杵市指定名勝又は臼杵市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第37条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について法及び県条例の規定による指定があったときは、 当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には同条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第39条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第41条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第40条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を 及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出て許可を受けなければ ならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置 をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りで ない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第16条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用)

第41条 第6条、第7条、第9条、第11条から第15条まで、第17条、第20条及 び第21条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 市登録文化財

(登録及び認定)

第42条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財(法、県条例又は条例による指定を受けた文化財を除く。)のうち市の歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために必要な文化財を臼杵市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録することができる。

- 2 前項に規定する市登録文化財の種別は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 臼杵市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 臼杵市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 臼杵市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (4) 臼杵市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (5) 臼杵市登録史跡、臼杵市登録名勝又は臼杵市登録天然記念物(以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。)
- 3 第1項の規定による登録は、教育委員会が市登録文化財の種別ごとに登録文化財台帳 に記載して行う。
- 4 市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡名勝天然記念物(以下「市登録有形文化財等」という。)の登録をするには、教育委員会は、あらかじめ登録しようとする当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 5 教育委員会は、市登録無形文化財の登録をするに当たっては、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

- 6 教育委員会は、第1項の規定により市登録無形文化財の登録をした後においても当該 市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるとき は、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 7 第1項の規定による登録並びに第5項の規定による認定及び前項の規定による追加認 定をするには教育委員会は、あらかじめ第61条に規定する臼杵市文化財調査委員会に諮 問しなければならない。
- 8 第1項の規定による市登録有形文化財等又は市登録無形文化財の登録については、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者又は当該市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体として認定しようとする者(保持団体にあってはその代表)に通知しなければならない。
- 9 第1項の規定による市登録無形民俗文化財の登録については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 10 第1項の規定による市登録有形文化財等の登録は、第8項の規定による告示があった日から7日を経た日からその効力を生ずる。
- 11 第1項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財等(市 登録史跡名勝天然記念物を除く。)の所有者に登録書を、市登録無形文化財の保持者又は 保持団体に認定書を交付しなければならない。

(登録及び認定の解除)

- 第43条 教育委員会は、市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その登録を解除することができる。
- 2 市登録文化財について法、県条例又は条例による指定があったときは、当該市登録文 化財の登録は、解除されたものとする。
- 3 市登録無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は市登録無形文化財の保持団体のすべてが解散したとき(消滅したときも含む。以下同じ。)は、当該市登録無形文化財の登録は、解除されたものとする。
- 4 教育委員会は、市登録無形文化財の保持者が心身の障害のため保持者として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由がある場合は、その認定を解除することができる。
- 5 市登録無形文化財の保持者が死亡したとき、又は市登録無形文化財の保持団体が解散 したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。
- 6 第1項の規定による登録の解除及び第4項の規定による認定の解除には、前条第7項の規定を準用する。
- 7 第1項の規定による市登録文化財(市登録無形民俗文化財を除く。以下この条において同じ。)の登録の解除、第2項の場合の市登録文化財の登録の解除又は第4項の規定による市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定の解除については、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市登録有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者又は当該市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体の代表者(第2項の場合の登録の解除

にあっては、保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者) に通知しなければならない。

- 8 第1項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の解除、第2項の場合の市登録無形 民俗文化財の登録の解除、第3項の場合の市登録無形文化財の登録の解除又は第5項の 場合の市登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定の解除については、教育委員会は、 その旨を告示しなければならない。
- 9 第1項の規定による市登録有形文化財の登録の解除は、前条第10項の規定を準用する。

(準用)

第44条 第6条及び第7条の規定は、市登録有形文化財等について準用する。

(保持者の氏名変更等)

第45条 市登録無形文化財の保持者が氏名、芸名、雅号等を変更し、若しくは死亡したとき、又は保持者についてその保持する市登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の障害が生じたときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市登録無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(滅失、き損等)

第46条 市登録有形文化財等の所有者(管理責任者がある場合は、そのもの)は、当該市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った後、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(市の区域外への所在の変更)

第47条 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財について市の区域外への所在の場所の変更(以下この条において「区域外所在変更」という。)を行おうとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、そのもの)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる。

(土地の所在等の異動の届出)

第48条 市登録史跡名勝天然記念物の登録地域内の土地の所在、地番、地目又は地積に 異動があったときは、所有者(管理責任者がある場合は、そのもの)は、速やかにその旨 を教育委員会に届け出なければならない。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第49条 市登録有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市登録有形文化財等に関しこの条例に基づいてする教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、

当該市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の引渡しと同時にその登録書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更等の届出)

第50条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 市登録有形文化財等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該市登録有形文化財等を現状に復するとき。
- (2) 市登録有形文化財等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- (3) 市登録史跡名勝記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (4) 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。
- (5) 市登録有形文化財等の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽 微であるとき。
- 2 教育委員会は、市登録有形文化財等の保護上必要があると認めるときは、前項の届出 に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し指導及び助言をすることができる。 (修理又は復旧の届出等)
- 第51条 市登録有形文化財の修理又は市登録史跡名勝天然記念物の復旧をしようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、前条第1項の規定による届出をして行う場合は、この限りでない。
- 2 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理又は復旧に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(保存に関する指導及び助言)

第52条 教育委員会は、市登録有形文化財等の所有者、管理責任者若しくは市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体又は市登録無形民俗文化財の保護団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、当該市登録文化財等の保存のため必要な指導及び助言をすることができる。

(市登録無形文化財の保存)

第53条 教育委員会は、市登録無形文化財又は市登録無形民俗文化財(以下「市登録無 形文化財等」という。)の保存のために必要があると認めるときは、市登録無形文化財等 について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

(公開)

第54条 教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に対し、 教育委員会の行う公開の用に供するため当該市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財 を出品することを勧奨することができる。

- 2 教育委員会は、市登録有形文化財等の所有者に対し当該市登録有形文化財等の公開を、市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対し市登録無形文化財の公開を勧奨することができる。
- 3 教育委員会は、市登録無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧奨することができる。

(台帳)

第55条 教育委員会は、市登録文化財の登録及び市登録文化財に係る記録の保存をする ため、登録文化財台帳その他必要な台帳を備えるものとする。

2 前項に規定する台帳には、その附属資料として市登録文化財に係る写真、実測図等を備えておくものとする。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第56条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法及び県条例の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを臼杵市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第1項の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第22条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第57条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第23条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について法及び県条例の規定による選定があったときは、当該市選定 保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第23条第6項の規定を準用する。
- 6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが死亡 したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあっては、そのすべてが解

散したとき (消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては、保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第58条 保持者及び保存団体には、第24条の規定を準用する。この場合において、同条中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第59条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第12条第2項及び第13条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第60条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 文化財調査委員会

(設置)

第61条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に臼杵市文化財調査委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(職務)

第62条 委員会は、市の区域内における文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問 に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(組織)

第63条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第64条 委員は非常勤とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の在任期間については、委員会の内規で定める。

(委員長及び副委員長)

第65条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第66条 委員会は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第67条 委員の報酬等は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁 償に関する条例(平成17年臼杵市条例第45号)の定めるところによる。

(庶務)

第68条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第9章 雑則

(委任)

第69条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第10章 罰則

(刑罰)

第70条 市指定有形文化財及び市指定有形民俗文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金又は科料に処する。

第71条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らせた者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金又は科料に処する。

第72条 第16条又は第40条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

第73条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人 又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を 罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

○臼杵磨崖仏管理条例

平成17年1月1日

条例第 209 号

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、臼杵磨崖仏(以下「磨崖仏」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「磨崖仏」とは、法により特別史跡又は国宝若しくは重要文 化財に指定された磨崖仏等をいい、次に掲げる施設及び物件を含むものとする。

- (1) 臼杵市大字深田 2 の 704 番に存する石造鳥居
- (2) 磨崖仏地域内に散在する供養塔の類
- (3) 磨崖仏群に設置された覆屋等の建物
- (4) 臼杵市大字中尾 215 番及び 2 の 216 番に存する石仏収蔵庫
- (5) 磨崖仏区域内に設置された標柱、囲さく、案内板その他の保存施設及び樹木 (管理の原則)

第3条 臼杵市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、磨崖仏の公開及び保存管理に必要な措置を行い、常に適正かつ良好な状態に管理しなければならない。

(禁止事項)

第4条 磨崖仏において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 落書きし、汚損し、又はき損すること。
- (2) 許可なく広告又はこれに類するはり紙等を表示すること。
- (3) 爆発性、発火性、引火性等のある危険物を持ち込むこと。
- (4) 指定場所以外でたき火等火気を使用すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 許可なく営業、募金、催物その他これらに類する行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、磨崖仏の保存に支障を及ぼす行為をすること。

(き損の場合の措置)

第5条 磨崖仏の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しく は盗み取られたときは、教育委員会は、速やかに法に基づき文化庁長官に報告し、その指 示を待って処置し、急を要するもの及び軽微なものについては、教育委員会において修理 復旧又は応急措置をとるものとする。

(磨崖仏の公開)

第6条 次に掲げる磨崖仏は、公開する。

- (1) 古園石仏
- (2) 山王山石仏
- (3) ホキ石仏 (第1群)

- (4) ホキ石仏 (第2群)
- (5) 宝筐印塔
- (6) 木原石仏
- (7) 観音石仏
- (8) 大日石仏
- 2 磨崖仏の公開時間は、次のとおりとする。ただし、前項第5号から第8号までに掲げる磨崖仏は、常時公開とする。
- (1) 4月1日から9月30日まで 午前7時から午後8時まで
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで 午前8時から午後6時まで

(公開の禁止及び制限)

第7条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、磨崖仏の全部若しくは一部 の公開を禁止し、又は制限することができる。

(観覧料)

第8条 磨崖仏 (第6条第1項第5号から第8号までの磨崖仏を除く。) の観覧料は、 臼杵石仏観覧条例 (平成17年臼杵市条例第141号) の定めるところにより徴収する。

(委員会の設置)

第9条 教育委員会は、磨崖仏を適正かつ良好な状態に管理するため、臼杵磨崖仏管理 委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第10条 委員会は、磨崖仏の管理に関し、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることができる。

(組織)

- 第11条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 識見のある者
- (2) 文化財調査委員会の代表者
- (3) 臼杵石仏管理運営委員会の代表者
- 3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第13条 委員会の会議は、教育委員会が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第14条 委員の報酬等は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁 償に関する条例(平成17年臼杵市条例第45号)に定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

○国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱

平成17年1月1日

教育委員会告示第8号

(設置)

第1条 国宝特別史跡臼杵磨崖仏(以下「磨崖仏」という)の適切な保存修理事業の実施に関し必要な事項を審議するため、国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 磨崖仏の保存修理事業及び施設の設置等に関する事項
- (2) 磨崖仏の維持管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬等は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁 償に関する条例(平成17年臼杵市条例第45号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化・文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月24日教委告示第6号)

この要綱は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月25日教委告示第9号)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成 23 年 8 月 1 日教委告示第 21 号) この告示は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 25 年 4 月 26 日教委告示第 3 号) この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 国宝臼杵磨崖仏保存修理委員会要綱平成 17 年 1 月 1 日 教育委員会告示第 8 号 ○臼杵石仏観覧条例

平成17年1月1日

条例第 141 号

(趣旨)

第1条 この条例は、臼杵石仏の観覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の納付)

第2条 臼杵石仏を観覧する者は、別表第1に定めるところにより算出した額の観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の納付方法)

第3条 観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(観覧料の減額及び免除)

第4条 市長は、別表第2に定める範囲内において、第2条に規定する観覧料を減額することができる。

- 2 市長は、市内の有料公開施設の観覧及び入館のための共通券を発行する場合は、第2条の観覧料を20パーセントの範囲内で減額することができる。
- 3 市長は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に規定する旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)と石仏の観覧について契約を締結した場合において、その旅行業者が石仏の観覧の媒介をし、又は取次ぎをしたときは、旅行業者等に10パーセント以内の媒介又は取次の手数料を契約に基づき支払うものとする。
- 4 市長は、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が観覧する場合、別表第3に定める範囲において観覧料を減額することができる。ただし、その者の介護者のうち1人若しくは当該障害者の障害の状態により、介護者1人では障害者の観覧が困難であると認められる場合は必要と認められる人数又は障害者が入所している施設の職員が、入所者等の団体を引率して入場する場合は、観覧料を無料とする。
- 5 市長は、次に掲げる者の観覧料を免除することができる。
- (1) 就学前の乳幼児及びこれに準ずる者
- (2) 優待券の所持者
- (3) 臼杵市に住所を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長又は市教育長が特に指定した者

(減額の特例)

第5条 市長は、臼杵石仏の修復工事等で観覧に著しく支障を及ぼす場合は、第2条に 規定する観覧料を減額することができる。

(観覧料の不還付)

第6条 既納の観覧料は、還付しない。

(観覧の拒絶)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、観覧を拒絶することがある。

- (1) 公安を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 職員の指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者 (損害賠償の義務)

第8条 観覧者が故意又は過失により仏体その他諸施設を損傷し、破壊し、又は持ち出したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。 (委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○臼杵石仏観覧条例施行規則

平成17年1月1日

規則第 132 号

(趣旨)

第1条 この規則は、臼杵石仏観覧条例(平成17年臼杵市条例第141号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧時間)

第2条 臼杵石仏の観覧時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると 認めるときは、これを変更することができる。

期間

時間

4月1日から9月30日まで

午前6時から午後7時まで

10月1日から翌年3月31日まで

午前6時から午後6時まで

(観覧料の徴収)

第3条 臼杵石仏の観覧料(以下「観覧料」という。)は、観覧券と引換えに徴収する。 ただし、旅行業法(昭和27年法律第239号)に規定する旅行業者又は旅行業者代理業 者が取り扱った旅客については、契約により徴収期間を定めることができる。

(観覧券の種類等)

第4条 観覧券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 小人用観覧券
- (2) 大人用観覧券
- (3) 団体用観覧券
- (4) 市内有料公開施設の観覧及び入館共通券
- (5) 優待用観覧券
- (6) 臼杵石仏市民無料観覧券
- 2 観覧券で記載文字及び番号が判明しないものは、無効とする。
- 3 観覧券の有効期間は、当日限りとする。ただし、第1項第4号の観覧券については、 2日限りとする。

(観覧料の免除の申請)

第5条 条例第4条第5項第4号の規定により、市長又は市教育長が特に指定した者が 観覧料の免除を申請しようとするときは、臼杵石仏無料観覧申請書(様式第1号)を市 長又は市教育長に提出し、臼杵石仏無料観覧許可書(様式第2号)の交付を受けなけれ ばならない。

(観覧箇所)

第6条 臼杵石仏の観覧箇所は、次のとおりとする。

- (1) ホキ石仏第1群
- (2) ホキ石仏第2群
- (3) 山王山石仏
- (4) 古園石仏

(観覧者の遵守事項)

第7条 観覧者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) けん騒、暴行等他の観覧者の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 仏体に触れないこと。
- (3) 危険又は有害のおそれのある物品を携帯しないこと。
- (4) 観覧箇所で許可を受けないで演説等を行わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(優待券の交付)

第8条 優待券は、公用又は公益を目的として観覧しようとする者及び市長が適格と認める者に交付することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の臼杵石仏観覧料徴収条例施行規則(昭和 34 年臼杵市規則第 3 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 20 年 3 月 21 日規則第 11 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○臼杵石仏管理運営委員会条例

平成17年1月1日

条例第 140 号

(設置)

第1条 臼杵市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、臼杵石仏(以下「石仏」という。)の観光上の管理及び運営について審議するため、臼杵石仏管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 石仏観光経営に関する事項
- (2) 石仏周辺の風致に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、石仏に附帯する事項

(組織)

- 第3条 委員会の委員の数は、12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市教育委員会委員
- (4) 地元関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、任期終了後においても後任者の就任するまではその職務を行わなければなら ない。

(委員長、副委員長等)

第5条 委員会に、委員長1人、副委員長1人及び書記1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定め、書記は市長が委嘱する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、必要により小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

国宝臼杵磨崖仏 保存活用計画書

2021年3月 発行

発行 臼杵市

編集 臼杵市教育委員会

臼杵市大字臼杵72番1

印刷 いづみ印刷株式会社

臼杵市大字臼杵字洲崎72番地の91